

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会
 報告者 藤井 大輔

整理番号	115	事業概要*	車のリース料、携帯電話機種代		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考		
	車リース料 4月	40,497 /	80,995 × 0.5 × 1 = 40,497 円 /		
	スマートフォン GalaxyNote25 Ultra5G	117,150 /	234,300 × 0.5 = 117,150 円 /		
	《合計》*	157,647 /			

4/28
4/8 → 5/10

《領収書貼付枠》 25--4-28 ジャックス 80,995 (※こと。)

2025/04/08 | ドコモショップ 大井町店 / iD | 234,300円 | 1回払

領収証 藤井大輔 様 No. 7209

★ ￥234,300-

但 スマートフォン代

2025年4月8日 上記正に領収いたしました 登録番号 9010401036286

内訳	税率	金額(税抜税込)
	10%	消費税額等
		金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

〒140-0014 東京都品川区大井1丁目14番3号 K3ビル1F
ドコモショップ大井町店
 TEL 03-5718-2131
 FAX 03-5718-2132

ヨクヨク ケー-1097

收受 令和 7年 5月 20日
 決裁 令和 7年 5月 30日
 処理 令和 7年 5月 30日

管理番号 00254

iD決済ご利用票

(販売店売上分/お客様控え)

日付時刻 2025年 4月 8日 12時32分

毎度ありがとうございます。
この控えは大切に保存して
ください。

お客様番号	[REDACTED]	No.	032AORCB2386	1 / 1
-------	------------	-----	--------------	-------

お客様名	藤井 大輔 様
------	---------

カード会社	dカード
端末番号	36521-030-00772
会員番号	XXXX-XXXX-XXXX-[REDACTED]
有効期限	XX/XX
支払区分	一回払い
承認番号	0517659

品名	数量	金額
Galaxy S25 Ultra SC-52F256GBセ	1個	¥213,000
消費税等相当額(10%)		¥21,300
明細合計(消費税等込み)		¥234,300
合計(消費税等込み)		¥234,300

東)ドコモショップ大井町店
 東京都品川区大井1丁目14-3 K-3ビル 1F
 TEL 0120579360
 小山田麻子

カーライフバリュー契約書兼保証委託契約書

契約番号
[Redacted]

賃借人及び連帯保証人は、ジャックスリース契約条項及び個人情報の取扱に関する同意条項を承認の上、ジャックスリース契約及び保証委託契約を締結します。

契約日
2023年6月20日

お客様が契約されるリース会社(賃貸人)
ジャックスリース株式会社 御中
〒140-8517
東京都品川区東品川4-12-1
品川シーサイドサウスタワー17階
TEL 03-6327-2201 FAX 03-6327-2204

賃借人及び連帯保証人は、本申込を行う者が先に記載された賃借人及び連帯保証人に相違ないことを確認するためならびに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票の写しを取得することに同意します。

お客様が契約される保証会社
株式会社ジャックス 御中
〒150-8932
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号
恵比寿ネオナート
東京カスタマーセンター TEL 0570-200615

賃借人
住所 [Redacted]
氏名 (社名) 藤井 大輔

連帯保証人
住所
氏名
連帯保証人
住所
氏名

①リース形態	2.再リース	3.その他	⑦リース料に含まれる内容 (含まれるもの○)			
②リース自動車	メンテナンスリース					
	メーカー	ホンダ	<input type="checkbox"/> 車両本体価格	<input type="checkbox"/> 登録時重量税		
	車名	ヴェゼル	<input type="checkbox"/> 付属品等	<input type="checkbox"/> 車検時重量税		
	グレード	ガソリン 1500 e:HEV Z 5T FCVT 4WD 5人	<input type="checkbox"/> 登録費用	<input type="checkbox"/> 登録時自賠責		
	型式	6AA-RV6(1VB80)	年式	2021年式	<input type="checkbox"/> 環境性能割	<input type="checkbox"/> 車検時自賠責
	排気量	1,500cc	ミッション	FCVT	<input type="checkbox"/> 登録時自動車税	<input type="checkbox"/> 自動車保険料
	車体色	プラチナホワイト・パール	<input type="checkbox"/> 次年度以降自動車税			
	車台番号	自動車借受書記載の通り	メンテナンス			
	登録番号	自動車借受書記載の通り	メンテナンス委託工場: 別途乙から甲に交付するメンテナンスカードに記載			
	③リース期間	期間	48ヶ月	<input type="checkbox"/> 別紙明細あり		
開始日(登録日)		自動車借受書記載の通り				
満了日		自動車借受書記載の通り				
契約走行距離		1,500km (月間)				
リース料 支払期間		リース開始月の翌々月27日より毎月27日口座振替 (初回のみ2ヶ月分、別枠リース料を除く)				
初回支払額		別途送付するお支払明細書にてご確認ください				
項目		リース料	消費税額	計	回数	⑧自動車保険の内容
別枠リース料		0円	0円	0円	1回	保険会社
1ヶ月のリース料		73,632円	7,363円	80,995円	48回	保険種類
ボーナス月の加算額		0円	0円	0円		保険契約者
ボーナス加算月					担保条件	
総支払額	3,887,760円				対人賠償保険	
支払い日	毎月 27日	支払い方法	口座振替		対物賠償保険	
④車両保管場所	使用者の住所	使用の本拠の位置				人身傷害保険
	自動車検査証記載の通り	自動車検査証記載の通り				1年目
⑤残存価格の処理	クローズドエンド方式 (精算なし)				2年目	
					3年目	
⑥残存価格(オープンエンドの場合)					4年目	
					5年目	
					6年目	
					7年目	
					8年目	
					9年目	
					10年目	
					11年目	
					12年目	
					13年目	
					14年目	
					15年目	
					16年目	
					17年目	
					18年目	
					19年目	
					20年目	
					21年目	
					22年目	
					23年目	
					24年目	
					25年目	
					26年目	
					27年目	
					28年目	
					29年目	
					30年目	
					31年目	
					32年目	
					33年目	
					34年目	
					35年目	
					36年目	
					37年目	
					38年目	
					39年目	
					40年目	
					41年目	
					42年目	
					43年目	
					44年目	
					45年目	
					46年目	
					47年目	
					48年目	
					49年目	
					50年目	
					51年目	
					52年目	
					53年目	
					54年目	
					55年目	
					56年目	
					57年目	
					58年目	
					59年目	
					60年目	
					61年目	
					62年目	
					63年目	
					64年目	
					65年目	
					66年目	
					67年目	
					68年目	
					69年目	
					70年目	
					71年目	
					72年目	
					73年目	
					74年目	
					75年目	
					76年目	
					77年目	
					78年目	
					79年目	
					80年目	
					81年目	
					82年目	
					83年目	
					84年目	
					85年目	
					86年目	
					87年目	
					88年目	
					89年目	
					90年目	
					91年目	
					92年目	
					93年目	
					94年目	
					95年目	
					96年目	
					97年目	
					98年目	
					99年目	
					100年目	

⑨特約
1. リース満了後の自動車の引き揚げ・精算については、賃貸人の契約会社と行うものとし、賃借人は予めこれを承諾したものとします。
2. リース満了時に、上記契約走行距離の超過や、車両に傷、ヘコミ等の損傷がある場合、または事故等による修復歴がある場合には車両価値の減価相当分のお支払いが必要となることがあります。

(ジャックス(カーライフバリュー))

販売店名 有限会社カーショップ岡田 カーショップ岡田
住所 富山県富山市新庄町3丁目7-34

電話番号 076-431-7788

担当者 [Redacted]

ジャックスリース契約条項

(以下、申込者及び賃借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (リース契約) 1. 乙はジャックスリース契約条項の定めるところにより、表記①に記載の自動車(以下、「自動車」という)を甲にリース(賃借)し、甲はこれを借り受けます。
2. ジャックスリース契約(以下、「自動車リース契約」という。)は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て自動車リース契約締結したときに成立するものとします。
3. 甲及び乙は、自動車リース契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守するものとします。
4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証等上の使用者として自動車を登録することに同意するものとします。
5. 自動車リース契約は、自動車リース契約条項及び法令に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中での解除又は解約ができないものとします。

第2条 (自動車の引渡し) 1. 乙は、自ら又は乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡すものとします。
2. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車の瑕疵がないことを確認の上、自動車借受書を乙に交付するものとします。
3. 甲が乙に自動車借受書を交付したときをもって、乙から甲への自動車の引渡しが生じたものとします。
4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとし、この瑕疵の取扱については第13条に従うものとします。但し、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。
5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、販売店に起因する引渡し遅延(登録又は引渡しの遅延)その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負わないものとします。
6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告することなく通知のみで、自動車リース契約を解除することができるものとし、この場合、第22条に従うものとします。

第3条 (自動車の使用・保管) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けた時から善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び整備手続の指示事項を遵守するものとします。
2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管するものとします。
3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づき継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行うものとします。
4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行います。また、自動車が修復不能な場合は、第19条の規定に従うものとします。
5. 前各項のために要した一切の費用については、リース料に含まれるものを除いて、甲の負担とします。

第4条 (リース期間) リース期間は、表記④に記載のとおりとします。

第5条 (リース料及び支払方法) 1. 甲は、表記⑤に記載のリース料を乙へ支払うものとします。
2. リース料の支払方法及び支払日は、表記⑥に記載のとおりとします。
3. リース料に含まれる費用等は、表記⑦・⑧に記載のとおりとします。
4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料、その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の滞りを受けるとはできないものとします。

第6条 (別種リース料) 別種リース料が発生する場合は、甲は、表記⑨に記載のとおりリース料と別に、自動車リース契約成立と同時に別種リース料を乙に支払うものとします。

第7条 (消費税額及び支払方法) 甲は、消費税の税率に基づき消費税並びに地方消費税に相当する額(以下、「消費税額等」という)をリース料に付加して乙に支払うものとします。

第8条 (禁止行為等) 1. 甲は、自動車リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその継承人に対して有する債権とを相殺できないものとします。
2. 甲は、自動車第三者へ譲渡、転貸、担保等に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為を一切しないものとします。
3. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為ができないものとします。
①自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の現状を変更すること。
②自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
4. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用し、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。
5. 自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
6. 第三者が乙に帰属する権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害する恐れが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事実を直ちに書面にて乙に報告します。
7. 本条において、乙が自動車リース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再振替手数料、催告費用、自動車引取費用、斡脱・保全費用及びその弁済費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。

第9条 (自動車の点検等) 1. 甲は、乙又は乙の指定する者から、自動車の現況及び使用、保管の状況を点検・検査するため、自動車の保管場所等に立ち入り又は説明・資料の提供等の申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。
2. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。

第10条 (権利の移転に伴う自動車の登録等) 1. 甲は、乙が陸運支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することによって、あらかじめ同意します。
2. 乙において、商号変更、住所変更又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録、検査証記入申請を行う必要が生じた場合には、乙がその変更登録・移転登録、検査証記入申請を行うことを甲はあらかじめ承諾するとともに、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力します。

第11条 (契約走行距離) 1. 自動車の契約走行距離は、表記の付随条件に定めるとおりとします。
2. 自動車リース契約の満了により返還された自動車の実走行距離が、前項の契約走行距離を著しく超過したことにより、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合及び自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払うものとします。
3. 返還された時点の自動車の実走行距離が、契約走行距離に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の減額又は返還等を請求することはできないものとします。

第12条 (保険契約) 1. 乙は、自動車について、表記②に記載のとおりリース料の中に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料の中に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲は、自動車リース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結し、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出し、リース期間中これを継続するものとします。
2. 乙は、自動車について、表記②に記載のとおりリース料の中に自動車任意保険料が含まれる場合は、自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本を保管するものとします。
3. 甲は、乙の承認を得て、保険契約を保険会社と甲との間で締結することができます。その場合は、車両保険については乙を被保険者とします。また、甲は保険申込書の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出するものとします。但し、この場合、当該保険契約の締結については乙は責任を負いません。
4. 前各項の保険契約により補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免状等)については、一切を甲が負担するものとします。
5. 保険契約自体に関する取決は、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第13条 (自動車の瑕疵) 1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に瑕疵があった場合においても、乙は、瑕疵の修補及び瑕疵に起因する損害の賠償等(以下、「修補等」という。)及び甲の権利に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は販売店に対して直接、修補等を請求するものとします。なお、瑕疵の修補の範囲、条件については自動車保証書の定めに従います。なお、乙は、甲の販売店に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲でこれに協力するものとします。
3. 甲は、前項に基づいて販売店に対して修補等を請求する場合においても、リース料その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の滞りを受けることや自動車リース契約の変更はできません。

第14条 (メンテナンス・サービス) 1. リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、甲は、リース期間中、乙の定めるメンテナンス工場(以下、「メンテナンス工場」という)で、メンテナンス・サービスを受けるものとします。
2. 甲は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡し、メンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとします。
3. 甲が、やむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行うものとします。
4. 甲は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他自動車リース契約に基づく債務の弁済を受けることはできず、乙に対してメンテナンス・サービス料の償還を請求することはできないものとします。
5. 次の場合の修理等の費用は甲の負担とします。
①甲の故意もしくは過失に起因する修理等の費用。
②甲が定められたメンテナンス・サービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の修理の費用を含むものとします。
③第12条による保険金で補填されない修理等(保険対象外及び保険金額超過)の費用。
④甲が第3項の定めを反して乙の了解を得ず、他の整備工場で、独自に行った整備・修理費用。
⑤表記⑩に記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理等の費用。

第15条 (検査拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意) 1. 甲は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことあらかじめ同意するものとします。また、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのアクセスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は捺印するものとします。
2. 放置違反の滞納に起因して自動車の継続検査が滞り又は不能となった場合も乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

第16条 (代車) 1. 乙は、表記⑪に記載のメンテナンス・サービスに代車を含む場合に限り、乙又はメンテナンス工場を選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なることがあるものとします。甲は、これについてあらかじめ承諾するものとします。
2. 甲は、代車の使用・保管にあたっては、自動車リース契約に定める条項に従ってリースを受けた自動車と同等の管理を行うものとします。
3. 甲は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。乙が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合は同様に扱います。
4. 甲は、代車が警察により移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引取る場合があることに異議なく承諾するものとします。
5. 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反納付命令を受け、放置違反反納付した場合等又は代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。

第17条 (事故処理) 1. 自動車に係る事故発生の場合、甲は自らもしくは運転者をして、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置並びに負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届け出るものとします。
2. 前項の場合、甲は、直ちに事故発生及びその内容を書面にて乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。
3. 事故の処理にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利益な内容の契約を第三者との間で締結しないものとします。なお、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力するものとします。
4. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力するものとします。

第18条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はそれを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。
①甲による自動車リースメンテナンス・サービス中の代車使用・保管に起因して、第三者に対し、人的又は物的損害(盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生したとき。
②甲が自動車リース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第19条 (自動車の滅失・毀損) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他一切の危険は、すべて甲が負担するものとします。
2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。
3. 自動車に盗難にあり、もしくは滅失(所有権の侵害を含む)し、又は修理不能の損傷を受けた場合には、乙は、甲に通知して、自動車リース契約を終了させることができます。この場合には、甲は、乙に対して残存価格(以下、「残価」という)とリース料の残額及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づきリサイクル料金等(以下、「リサイクル料金等」という)の合計額から表記⑫に記載のうちの支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、中途解約金として直ちに乙に支払うものとします。
4. 乙が保険会社から支払を受ける自動車に生じた損害に係る保険金は、自動車の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保険会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき前2項の金額に充当するものとします。
5. 前3項の場合で、甲が、保険会社から自動車に生じた損害に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に交付し、乙は乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき前3項の金額に充当するものとします。

第20条 (費用の変動) 1. 甲は、自動車リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。また、支払方法については、乙の定めによるものとします。
①法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。
②登録諸費用、自動車税その他の租税課税に新規、変更が生じたとき。
③自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。
④自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。
2. 表記⑬記載の消費税額等は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税額等を乙に支払うものとします。

第21条 (期限の利益喪失) 1. 甲が次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず自動車リース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。
①リース料その他の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
②一般の支払いを停止したとき、又は小切手もしくは手形の不渡り一回でも発生したとき。
③倒産開始、破産手続開始、会社更生手続開始、負債整理のための特定買付の申立、もしくは私的整理(任意整理)などに入ったとき。

①営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
②後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の処罰を受けたとき。
③死亡したとき。
④経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
⑤自動車について必要な保存行為をしないとき。
⑥自動車リース契約の条項又は乙との間のその他の契約条項のいずれでも違反したとき、又は乙が期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、甲がこれに応じないとき。
⑦連帯保証人が前記各号のいずれにも該当した場合において、乙及び丙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。
⑧前各号のほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。
⑨この契約以外の乙及び丙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。

第22条(契約解除) 1. 乙は、甲が前条第1項各号のいずれにも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、自動車リース契約を解除することができる。
2. 前項により、自動車リース契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲はリース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。
3. 第1項により、自動車リース契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に対して、リース料全額と残債の合計額および乙の被った損害を、賠償するものとする。また、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとする。

第23条(再リース) 1. 甲は、リース期間満了後も引き続きリースを希望する場合は、乙に対してリース期間満了の60日前までに、書面により、契約の更新を申し入れることができる。
2. 前項の契約更新については、新規申込みと同様の手続きにより乙及び丙の承諾を得て契約を行います。契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲・乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第24条(自動車の返還) 1. 自動車リース契約がリース期間の満了又は契約解除等により終了したとき、甲が自動車の使用権限を失ったときは、甲は、自動車の通常損耗と第8条第3項によって乙が承諾したものを除き自動車を原状に修復した上で、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担する。
2. 前項の規定にかかわらず、表記の「オープンエンド方式」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、甲は自動車を原状(第8条第5項により、甲の所有権を返還するもの及び第三者が所有権を認めたものについては原状に修復します。)にて乙の指定した場所を返還することとする。
3. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までに自動車リース契約に定められたリース料相当額損害金を支払うとともに、自動車リース契約の諸条項に従います。
4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在から引揚げることもできるものとし、甲はこれを妨害する者とはできません。この場合、甲は自らの引揚等に必要な一切の費用を直ちに乙に支払います。
5. 甲は、車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を同時に返還するものとする。

第25条(解除又は満了時の精算) 1. 表記によって残債の記載がある場合、自動車が返還されたときは返還時における一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づく評価額(以下「評価額」という)から査定評価に要した費用を控除した残債が車の記載の残債額を下回った場合にはその差額を甲が乙又は乙の提携会社に、上回った場合にはその差額を乙又は乙の提携会社が甲に支払います。2. 査定評価に要した費用は甲の負担とします。
3. 前項の精算において、甲は自動車の登録抹消費用、運送費用等一切の費用を別途乙に支払うものとする。

第22条の規定により、自動車リース契約が解除され、甲が乙に対して自動車を返還した場合に、返還時における評価額から査定評価に要した金額を控除した残債額と第22条第3項に基づいて甲が乙に支払った金額の合計額が前項において甲が負担した金額を超過したときは、乙は甲に対し同項において甲が負担した金額を上限として、その超過金額を返還するものとする。

【保証委託契約約款】

第26条(保証委託及び集金代行) 1. 甲は、リース料支払債務、残債の精算に係る支払債務その他自動車リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙に連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾するものとする。
2. 前項に基づき丙の保証の委託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙に通知したに成立するものとする。
3. 甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、集金及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払いがなされたものとする。

第27条(保証債務の履行) 丙は、甲が第21条第1項の各号のいずれにも該当したとき甲及び連帯保証人に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができるものとする。

第28条(求償権の事前行使) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができるものとする。
第21条各号のいずれにも該当したとき。
自動車リース契約が解除されたとき。
抹消し又は刑事上の処罰を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を失うなど信用状態が著しく悪化したとき。

第29条(求償権の行使) 丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日までの年14.60%の割合による金額(但し、保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該額に対して年20.00%の割合による金額)並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払うものとする。
2. 場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できないものとする。

第30条(自動車の預り) 1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時的預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引渡します。
第21条第1項の各号に該当したとき。
自動車リース契約が解除されたとき。
甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとする。

第31条(自動車の所有権) 1. 甲及び連帯保証人は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。
2. 前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相当な価格をもって自車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとする。
3. お、この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属しているものがあるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の詳細に含めるものとする。
4. 丙は、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴う費用及び料金等対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当するものとする。

【共通約款】

第32条(通知及び報告) 1. 甲又は連帯保証人は、住所、氏名、商号、代表者、勤務先等の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変更、変化があったとき及び甲又は連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、後見監督人等が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面及び乙及び丙に通知します。2. 甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び自動車の使用、保管の状況

等を報告し、毎決算期の決算書類その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。
3. 乙において甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知がない限り、自動車リース契約の住所簿、氏名簿の記載に従って通知します。
通知を受けた甲又は連帯保証人の住所に差し出されたにもかかわらず、甲又は連帯保証人に延着し、又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
4. 甲及び連帯保証人は、前項の延着又は不着により生じた損害及び不利益を、乙及び丙に対し主張できません。
5. 甲又は連帯保証人が、第1項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた自動車リース契約又は保証委託契約に関する通知が、延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に到着したものとします。
6. 甲又は連帯保証人に発送した通知が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に甲又は連帯保証人に対し通知が到着したものとみなします。
7. 甲及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を丙又は丙の委託するものが調査しても何ら異議はないものとします。

第33条(遅延損害金) 甲が自動車リース契約及び保証委託契約に基づき乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。但し、自動車リース契約及び保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による遅延損害金を支払います。

第34条(連帯保証人) 1. 連帯保証人は、表記事項、自動車リース契約及び保証委託契約の各約款の条項を承認の上自動車リース契約及び保証委託契約に基づく甲の一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負うものとする。
2. 連帯保証人は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。
3. 連帯保証人が乙に対して丙の保証に係る自動車リース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次のとおりとします。
①丙が保証債務の履行をしたときは、連帯保証人は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対して、負担部分の免責の主張をしません。
②丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の所有していた一切の権利を行使することができるものとします。
③連帯保証人が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、丙に対して何らの求償をしません。

第35条(費用負担) 甲は自動車リース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担するものとする。
①リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振込により支払った場合の派生手数料。
②乙又は丙が、自動車リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を含む)。
③甲がリース料の支払いを滞滞したことにより、丙が振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円消費税。
④丙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円消費税。
⑤丙が甲又は連帯保証人に対し書面による通知・催告をしたときは、これらに要した実費。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 1. 乙及び丙は、甲の承諾を得ないで、自動車リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部又は一部を第三者に担保管理し、又は譲渡することができません。
2. 乙は、甲の承諾を得ないで、自動車の所有権を自動車リース契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保入れ、又は譲渡することができません。

第37条(住民票等取得の同意) 甲及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された甲及び連帯保証人に相違ないことを確認するため及び契約成立後の債権管理のため、乙又は丙が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取引し利用することに同意します。

第38条(反社会的勢力の排除) 1. 甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
①暴力団。
②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
③暴力団準構成員。
④暴力団関係企業。
⑤総会屋等。
⑥社会運動等標榜グループ。
⑦特殊知能暴力集団等。
⑧前各号の共犯者。
⑨その他前各号に準ずる者。
2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為。
②法的な責任を超えた不当な要求行為。
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。
⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 甲及び連帯保証人が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、甲及び連帯保証人は、これに応じるものとする。
4. 甲及び連帯保証人が、本条第1項もしくは本条第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項もしくは第2項の規定に基づく随時に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると乙又は丙が認められる場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人とその契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとする。本契約が解除された場合、甲及び連帯保証人は、乙又は丙の通知又は請求により期限の利益を失い、乙又は丙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。
5. 本条第4項の規定の適用により、乙又は丙に損失、損害又は費用(以下「損害等」という)が生じた場合には、甲及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとする。また、本条第4項の規定の適用により、甲及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、甲及び連帯保証人は、当該損害等について乙又は丙に請求をしないものとする。
6. 本条第5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、乙又は丙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとする。

第39条(公正証書) 甲及び連帯保証人は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担で、自動車リース契約及び保証委託契約につき強制執行認諾条項付き公正証書の作成に応じ、必要書類を乙又は丙に提出するものとする。

第40条(特約事項) 本契約の特約事項を定めたときは、自動車リース契約書及び保証委託契約書の特約事項欄に補充、修正するものとし、その事項は本契約と一体であり、他の契約条項に抵触する場合は、この特約事項が優先するものとする。

第41条(公租公課) 甲が自動車リース契約約款第7条又は共通約款第35条により乙又は丙に支払う費用等について消費税額等が増額変更された場合は当該増額分についても甲が負担するものとする。

第42条(合憲性裁判所) 自動車リース契約について訴訟の必要が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず乙又は丙の本社又は支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

(以下、申込者及び貸借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

甲及び連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、ジャックスリース契約及び保証委託契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)を含む乙及び丙との取引の与信判断及び与信後の管理のため、並びに今後の乙及び丙との取引に係る与信判断及び与信後の管理のために以下の情報(以下これを総称して「個人情報」という。)を保護措置を講じた上で乙及び丙が収集すること並びに乙及び丙が定める期間は以下の各条項(以下「本条項」という。)に基づいて乙及び丙が保有・利用すること並びに乙及び丙が第三者に提供することに同意します。①甲及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に丙が甲及び連帯保証人から通知を受け、又は乙及び丙が適法かつ公正に収集したこと等により知り得た変更情報を含む。以下同じ。②本契約に関する申込日、契約日、リース車両、リース料、リース期間、保管場所、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する甲及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、甲及び連帯保証人が申告した甲及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、丙が収集したクレジット利用履歴及び過去の返済状況⑤本契約に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は丙が必要と認めた場合に、甲及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥本契約に関する自動車等の登記簿を取得し(電子の取得を含む)、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑦電話帳、住宅地図、登記簿謄本、官報等の一般公開されている情報

甲及び連帯保証人は、本契約に基づく精算及び当該リース契約等の履行のため乙が第1項①②③④⑤⑥の個人情報を収集し、又は丙から乙に提供し利用することに同意します。但し、丙が収集したクレジット利用履歴及び過去の返済状況を除く。

甲及び連帯保証人は丙が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、丙の提携企業に委託(債権譲渡を含む)する場合には、丙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該提携企業に提供し当該提携企業が利用することに同意します。

甲及び連帯保証人は、丙及び乙が丙又は乙の事務(コンピューター事務、代金決済事務、メンテナンスサービスの提供、顧客からの問い合わせ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の業務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、丙又は乙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

甲及び連帯保証人は、乙及び丙が法令(強制力を伴っている場合に限り)、乙及び丙が公共の利益のために必要と判断した場合を含む)に基づいて、公的機関等に対して第1項により収集した個人情報を提供することに同意します。

甲及び連帯保証人は、本契約に基づく精算、リース契約履行のため、乙が第1項①②の個人情報をジャックスリース契約書保証委託契約書記載の販売店(以下「販売店」という。)に提供し利用することに同意します。

甲及び連帯保証人は、乙が下記に定める提携会社に対して、公租公課等の支払い及びメンテナンス管理等の支払いを利用目的として、第1項①②③の個人情報を提供し、当該提携会社が利用することに同意します。

- 利用会社名:株式会社マックス
〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7 TEL 06-6263-1878
<http://www.macss.ne.jp/>
- 利用会社名:株式会社CFN
〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野246-1-105 TEL 086-141-7110
- 利用会社名:株式会社イチネン
〒532-8567 大阪府淀川区西中島4-10-6 TEL 06-6309-3001
- 利用会社名:三菱オートリース株式会社
〒108-8411 東京都港区芝5-34-7 田町センタービル TEL 03-5476-0111

第2条 (個人情報の与信等の目的外の利用)

甲及び連帯保証人は、丙及び乙が下記に定める目的のため第1条第1項の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファックス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)等により案内することに同意します。①丙のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品サービス情報、関連するサービスのお知らせ等に利用するため ②乙のリース事業、オートオークション仲介事業等における管理・サービス提供、宣伝物等のお知らせに利用するため。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

甲及び連帯保証人は、丙が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲、甲の配偶者及び連帯保証人の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため、以下同じ。)の目的に限り、丙が利用することに同意します。

甲及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引履歴に基づく個人情報が、丙の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

別表1	登録情報	1.本契約に係る申込みをした事実	2.本契約に係る客観的な取引事実	3.本契約に係る債務の支払を遅滞等した事実
登録	株式会社シー・アイ・シー(C I C)	丙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
期間	株式会社日本信用情報機構(J I C C)	丙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約継続中及び契約終了後5年以内

丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
フリーダイヤル0120-810-414
URL (<https://www.cic.co.jp/>)

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
ナビダイヤル:0570-055-955 URL (<https://www.jicc.co.jp/>)

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

丙が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL 03-3214-5020
URL (<https://www.zenginryo.or.jp/pcic/>)

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設している

ホームページをご覧ください。

第4条 (個人情報の提供・利用)

1. 甲及び連帯保証人は、乙及び丙、第3条に記載する個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

- ①株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は程度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。
- ②株式会社日本信用情報機構
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 甲及び連帯保証人は、乙及び丙、第3条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- ①乙及び丙に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は販売店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、丙のホームページ(<https://www.jaccs.co.jp/>)によってもお知らせしております。
- ②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- ③販売店に対して開示を請求する場合には、販売店に連絡してください。開示を拒否した場合は、個人信用情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙及び丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 (本規約に不同意の場合)

乙及び丙は、甲及び連帯保証人が本申込みの必要な記載事項(ジャックスリース契約及び保証委託契約申込書同意書で甲及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に乙及び丙が本契約をお断りすることはありません。

第7条 (利用・提供中止の場合)
本条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で乙又は丙が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の乙又は丙での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条 (開合わせ等窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

- 【保証会社 株式会社ジャックスの開合わせ窓口】
 - 東京カスタマーセンター(お客様相談室)
〒243-0489 神奈川県横浜市長谷2-9-50 海老名プライムタワー
TEL 0570-200615
 - 大阪カスタマーセンター(お客様相談室)
〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル
TEL 0570-550061
- 【リース会社 ジャックスリース株式会社の開合わせ窓口】
 - ジャックスリース株式会社
〒140-8517 東京都品川区東品川4-2-1 品川シーサイドサウスタワー17F
TEL 03-6327-2201

第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込みの写し等は乙及び丙にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条 (本条項の変更)

本条項に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

リースお支払明細書

要保存

(利用明細番号 20230616600)

(1 / 1)

藤井 大輔 様



会員番号 0-98015-0004581 (47) (0000477)

01 20230720 010-60-00-211 (961) ☒

この度は、ご利用いただきましてありがとうございます。
 お客様のお支払の明細は下記のとおりでございます。
 代金は所定の方法でお支払願います。
 「口座振替」でお申し込みされているお客様へ
 弊社（株）ジャックスと、本明細記載以外のご利用契約があり、
 かつご指定のお支払口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求
 させていただきます。なお、お客様の個人情報保護のため、ご指定口座番号の
 下3桁は*で表示しております。一定期間口座設定が完了されない場合、
 支払方法を振込へ変更し、残回数分の振込用紙を同封させていただきます。

備 考
 分割支払金合計額は、リース料お支払総額となります。
 リース料お支払総額には、消費税が含まれています。
 消費税は、契約書控えをご参照願います。

ご契約日	2023年 8月 20日	商品代金残金	
ご利用加盟店	ジャックスリース	分割手数料	
商品名	ウエイバル	分割支払金合計	3,887,760
お支払回数	47回	お支払日	27日
お支払方法	口座振替	お支払済累計	

※お支払日は毎月27日にご指定口座から自動的に引落しさせていただきますが、引落しの日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落しさせていただきます。
 ※翌月1回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
 ※諸費用、留保設定費、事務手数料は第1回目分割支払金額に加算させていただきます。
 ※訪問販売、特定継続的役務提供でお申込をされた方に大切なお知らせがあります。必ず裏面もご確認願います。

株式会社ジャックス
 大阪カスタマーセンター
 〒 560-0082
 豊中市 新千里東町 1丁目5-3
 千里朝日阪急ビル5F

お問い合わせ先 ☎ 0570-55-0061
 ※お問い合わせは、ご本人様よりお願いいたします。
 ※なお、本明細書は法令に基づき裏面も兼ねておりますので既に全額お支払済みのお客様にも発送させていただいております。

口座振替
 ご指定口座

金融機関	
支店	
科目・口座番号	
口座名義	ファイナンス

お支払明細

回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額
1	23/ 8	161,990	19	25/ 2	80,995	37	26/ 8	80,995		/	
2	23/ 9	80,995	20	25/ 3	80,995	38	26/ 9	80,995		/	
3	23/10	80,995	21	25/ 4	80,995	39	26/10	80,995		/	
4	23/11	80,995	22	25/ 5	80,995	40	26/11	80,995		/	
5	23/12	80,995	23	25/ 6	80,995	41	26/12	80,995		/	
6	24/ 1	80,995	24	25/ 7	80,995	42	27/ 1	80,995		/	
7	24/ 2	80,995	25	25/ 8	80,995	43	27/ 2	80,995		/	
8	24/ 3	80,995	26	25/ 9	80,995	44	27/ 3	80,995		/	
9	24/ 4	80,995	27	25/10	80,995	45	27/ 4	80,995		/	
10	24/ 5	80,995	28	25/11	80,995	46	27/ 5	80,995		/	
11	24/ 6	80,995	29	25/12	80,995	47	27/ 6	80,995		/	
12	24/ 7	80,995	30	26/ 1	80,995		/			/	
13	24/ 8	80,995	31	26/ 2	80,995		/			/	
14	24/ 9	80,995	32	26/ 3	80,995		/			/	
15	24/10	80,995	33	26/ 4	80,995		/			/	
16	24/11	80,995	34	26/ 5	80,995		/			/	
17	24/12	80,995	35	26/ 6	80,995		/			/	
18	25/ 1	80,995	36	26/ 7	80,995		/			/	

→ *印はお支払済、#印は一部お支払済

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者

藤井 大輔

整理番号	116	事業概要*	事務員人件費 4月分	
使途項目	10_人件費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
		04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
		10_人件費		
内容	・事務員 ████████ 氏			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	事務員 人件費 4月分	50,000	100,000 × 0.5 × 1 = 50,000 円	
		《合計》*	50,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和7年5月20日
 決裁 令和7年5月30日
 処理 令和7年5月30日

勤 務 実 績 表

令和 7 年 4 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩(分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩(分)	実労働時間
1	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	17	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
3	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	18	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
4	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	19	土		~		0:00
5	土		~		0:00	20	日		~		0:00
6	日		~		0:00	21	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
7	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	22	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
9	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	24	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
10	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	25	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
11	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	26	土		~		0:00
12	土		~		0:00	27	日		~		0:00
13	日		~		0:00	28	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
14	月		~		0:00	29	火		~		0:00
15	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	30	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
			~						~		
		小 計			50:00			小 計			50:00
											100:00

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年4月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年4月30日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

雇用契約書

1. 雇用期間

2025年4月1日から2026年3月31日までとする

2. 労働時間

午前10時から午後4時までを基本とする

3. 休憩時間

正午から午後1時までを基本とする

4. 休日

土、日曜日および祝祭日、年末年始

5. 勤務場所

藤井だいすけと語らう会後援会事務所（富山県富山市向新庄町5-7-35）

6. 業務内容

- (1) 政務活動調査に関すること
- (2) 後援会の事務に関すること
- (3) その他に関すること

7. 賃金等

月額100,000円（税込み）

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする

2025年3月25日

甲 雇用者

藤井だいすけと語らう会
富山県富山市向新庄町5-7-35

乙 被雇用者

藤井だいすけと語らう会及び藤井大輔の事務所の経費按分について

下記の事務所経費を藤井だいすけと語らう会後援会活動経費と藤井大輔の政務調査活動にかかる経費を最大2分1に按分し、藤井だいすけと語らう会後援会へ支払うものとする。

給与・光熱水費（電気料・水道料・ガス代等）電話料・コピー経費・インターネット接続料
ホームページ維持費、文具等その他

令和元年 4月28日

〒930-0916

富山県富山市向新庄町5-7-35

藤井だいすけと語らう会

会長 澤木 敏夫

自由民主党富山県議会議員

藤井 大輔

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	524	事業概要*	事務員人件費 5月-7月分			
使途項目	10_人件費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費	・05_会議費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費	・10_人件費
内容	・事務員 ████████ 氏					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務員 人件費 5-7月	150,000	300,000 × 0.5 × 1 = 150,000 円			
	《合計》*	150,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

524/5/7/3

收受 令和 7 年 8 月 7 日
 決裁 令和 7 年 8 月 8 日
 処理 令和 7 年 8 月 8 日

勤 務 実 績 表

令和 7 年 5 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	17	土	~			0:00
3	土	~			0:00	18	日	~			0:00
4	日	~			0:00	19	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
5	月	~			0:00	20	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
6	火	~			0:00	21	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
7	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	22	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
9	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	24	土	~			0:00
10	土	~			0:00	25	日	~			0:00
11	日	~			0:00	26	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
12	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	27	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
13	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	28	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
14	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	29	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
15	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	30	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
		~				31	土	~			0:00
		小 計			45:00			小 計			55:00
											100:00

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年5月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年5月30日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 6 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	日	~			0:00	16	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
2	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	17	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
3	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	18	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
4	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	19	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
5	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	20	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
6	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	21	土	~			0:00
7	土	~			0:00	22	日	~			0:00
8	日	~			0:00	23	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
9	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	24	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
10	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	25	水				0:00
11	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	26	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
12	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	27	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
13	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	28	土	~			0:00
14	土	~			0:00	29	日	~			0:00
15	日	~			0:00	30	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
		~						~			
		小 計			50:00			小 計			50:00
											100:00

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年6月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年6月30日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 7 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	水	13:00	~ 16:00		3:00	17	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
3	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	18	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
4	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	19	土		~		0:00
5	土		~		0:00	20	日		~		0:00
6	日		~		0:00	21	月		~		0:00
7	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	22	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
9	水				0:00	24	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
10	木	10:00	~ 12:00		2:00	25	金	13:00	~ 16:00		3:00
11	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	26	土		~		0:00
12	土		~		0:00	27	日		~		0:00
13	日		~		0:00	28	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
14	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	29	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
15	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	30	水	13:00	16:00		3:00
			~			31	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
		小 計				45:00		小 計			51:00
										96:00	

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年7月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年7月31日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	569	事業概要*	藤井大輔県政報告制作費		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	・ 藤井大輔の県政報告12号を2万5000部制作し、郵送・ポスティングで配布を行った				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	デザイン料	110,000	ブートレグ /		
	印刷費	552,750	三浦写真工芸所 /		
	ポスティング料	243,856	ライズウィル /		
	封入+郵送費	283,487	就労継続支援事業A型・B型久遠チョコレート富山		
	(合 計)*	1,190,093			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

5/30
6/6
6/21

收受 令和 7年 8月 18日
 決裁 令和 7年 8月 19日
 処理 令和 7年 8月 19日

請求書

〒930-0916
 富山県富山市向新庄町5-7-35
 藤井だいすけ事務所
 藤井大輔 様

2025.05.07
 No.2504112

〒162-0802 東京都新宿区改代町40
 TEL.03-6804-8955

株式会社ブートレグ
 代表取締役 尾原史和



登録番号：T3011001048999
 三菱UFJ銀行 渋谷中央支店（普）4840298

藤井大輔 様

ご請求合計金額	¥110,000
---------	----------

内容	数量	金額																																								
藤井だいすけ 県政報告マガジン 12号 デザイン料として		¥100,000																																								
北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控 いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の詳細は下記のとおりでございます。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お取引の種類</td> <td>端末番号</td> <td>処理番号</td> <td>日付</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>0161904</td> <td>07-05-30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>預金店番号</td> <td>科目・口座番号</td> <td>取扱店番号</td> </tr> <tr> <td>0144</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>紙幣枚数</td> <td>硬貨枚数</td> </tr> <tr> <td>万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>ご利用手数料 (消費税等を含む)</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>12:59</td> <td>¥660 円</td> <td colspan="2">¥110,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">おつり</td> <td colspan="2">お取引後の残高</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">円 ***** 円</td> </tr> </table>			お取引の種類	端末番号	処理番号	日付	お振込	0161904	07-05-30		銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号	0144				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>紙幣枚数</td> <td>硬貨枚数</td> </tr> <tr> <td>万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円</td> <td></td> </tr> </table>		紙幣枚数	硬貨枚数	万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円				時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額		12:59	¥660 円	¥110,000 円		おつり		お取引後の残高				円 ***** 円	
お取引の種類	端末番号	処理番号	日付																																							
お振込	0161904	07-05-30																																								
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号																																							
0144																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>紙幣枚数</td> <td>硬貨枚数</td> </tr> <tr> <td>万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円</td> <td></td> </tr> </table>		紙幣枚数	硬貨枚数	万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円																																						
紙幣枚数	硬貨枚数																																									
万円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円																																										
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																																								
12:59	¥660 円	¥110,000 円																																								
おつり		お取引後の残高																																								
		円 ***** 円																																								
手数料のうち振込手数料 ¥660 000079 三菱UFJ銀行 渋谷中央支店 普通 4840298 カ)ブートレグ 様 / フジイ タイスク 様 電話番号 076-451-1290 裏面もあわせてご覧ください。																																										
		¥100,000																																								
消費税 (10%)		¥10,000																																								
経費 (消費税込)		¥0																																								

お願い………
 A.T.M.振込の組戻しはご利用控を
 添付してください。

印(20)15042 X 2024.3 108 X 500 CR

〒

請求明細書

藤井大輔 様

2025年05月20日 締切分

PAGE

有限会社 三浦写真工芸所

〒930-0066 富山市千石町2丁目4-15

TEL 076-421-8281 FAX 076-421-8052

取引銀行 富山銀行富山駅前支店 普通 0000481

北陸銀行越前町支店 普通 1301670

登録番号 T2230002000056

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			502,500	50,250	552,750

日付	商品名	数量	単位	単価	金額
2025/05/09	県政通信	25,000	部	20.1	502,500
	両面カラー印刷 用紙OK7° リンス上質A判44.5				
	展開A2(594×420mm) より十字折				
	仕上A4(297×210mm)				
	データ支給 写真データ補正				
	消費税				50,250
	【合計 課税10.0% 税抜額】				502,500
	【合計 課税10.0% 消費税額】				50,250

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0161898	07-05-30	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:56	¥440 円	¥552,750 円	
おつり	お取引後の残高		
	円 ***** 円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000076

北陸銀行
越前町支店
普通 1301670
ユ)ミウラシヤシンコウケイシヨ 様

フジイ タイスケ 様

電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

お預け... ATM振込の組戻しはご利用できません。

北12015042 Y 2024.3 100x500 CR

御請求書

2025 年 5 月 末 日締切分

藤井 大輔 様

就労継続支援事業A型・B型

「久遠チョコレート富山」

〒930-0916

富山市向新庄町5丁目7-35

登録番号 T7230001006116

下記の通りご請求申し上げます。
よろしくお願い致します。

ご請求金額	¥283,487
-------	----------

項目	内容	日付	数量	単価	金額	備考
印刷	案内文 (白黒)	5/9	2,760	3	8,280	
	宛名ヘル印刷	5/9	50	3	150	
作業	封入封緘作業	5/12- 5/19	1347	5	6,735	
	発送業務	5/26	一式		15,000	
材料	コピー用紙 (A4)	5/9	2,760	1	2,760	※非課税
	スティックのり		5	155	775	※非課税
	E-77 宛名ラベル	5/7	1	4310	4,310	※非課税
	切手代	5/26	1347	180	242,460	※非課税
小計					280,470	
消費税 (10%)					3,017	
合計					283,487	

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控
いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1130344	07-06-20	
銀行番号	預金店番号	科目	口座番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数	お取引金額	
万円	千円	円	
5千円	2千円	1千円	
500円	100円	50円	
10円	5円	1円	
時刻	ご利用手数料 (消費税を含む)	お取引金額	
17:39	¥440円	¥283,487円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000202
北陸銀行
新庄支店
普通 5107620
か)アホ°ケアトヤマ 様
フジイ タイスケ 様
電話番号 076-451-1290

振込先
北陸銀行 新庄支店 普通
振込手数料は、ご負担下さい

お願い...
A7M振込の振込先はご利用控をご確認ください。
お振込先、お振込金額、お振込日をご確認ください。

北(201)5042 1/2024.3 108x500 CK



Seven Rivers

富山県議会をわかりやすく。

[セブン・リバーズとは？]

富山平野を流れる、七大河川のこと。3000mの立山から深海1000mの富山河に流れこむ急峻な七大河川の治水対策が、明治時代の富山県懇会の大きな政治課題だった歴史を踏まえ、藤井だいすけ県政報告のタイトルにいたしました。



P2 / P3

富山県の
令和7年度、
目玉の予算は!?

P4 / P5

誰もが
自分らしく
生きられる
富山県に!

P6 / P7

これまでの
やり方では
「いよいよ限界」

日本の先進モデル県を
目指し富山県を前に!

4月から令和7年度がスタートしました。富山県の新年度予算は約6千億円。昨年の能登半島地震からの復興を最優先に、将来の人口減少社会への対応を見据えた意欲的な予算編成となりました。

私は自民党派の政務調査会メンバーとして予算編成の折衝に携わりましたが、その際に重要視したのが「誰もが自分らしく生きられる地域社会の再構築」と「これまでのやり方では限界となった社会経済システムの変革」の2つ。

一つめの「地域社会の再構築」では、物価高・米不足・トランプ関税による経済混乱等、足元の生活が脅かされる中で、光熱費補助や賃金向上対策等の施策を総動員し、県民生活を守ってまいります。

次に「社会経済システムの変革」では、昭和の人口増が前提となった仕組みから、人口減少社会でも持続可能なシステムへの転換を進めます。

富山県の強みを最大限に発揮し、日本の先進モデル県となるよう取組んでいきます!

予算は約6000億円。その目玉施策は？

1 玉その

「子どもまんなか施策」

子ども医療費助成の拡充や
児童相談所の機能強化を先行

富山県の未来のため
子どもたちを安心して
育める環境の整備を！

新年度予算の目玉のひとつ
に「子どもまんなか社会の実
現」があります。

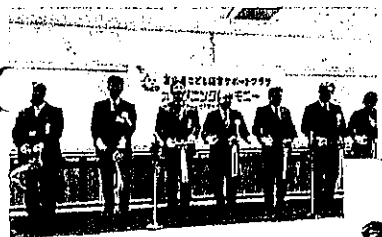
まずは、市町村長から長年
求められてきた、県のこと
医療費助成を小学生まで拡
充します。これにより市町村
の負担が減り、富山市では高
校生までの医療費無償化の実
現につながっています。

また、富山児童相談所を
機能強化するために2拠点
化を推進。今年4月には、い
じめや不登校など様々な悩み
や課題を抱えることもと家庭
からの相談に幅広く対応する
「富山県子ども総合サポート
プラザ」をCIC5階に開設。
来年には児童心理治療施設が
併設される「子ども安心セン
ター（仮称）」が県リハビリ病
院周辺に開設予定。これによ
り相談体制と専門的な支援の

提供が強化されることとなり、
子どもや家庭が抱える問題へ
の早期解決が期待されます。

さらに令和7年度中に「こ
どもの権利に関する条例」の
制定に向けた検討が進められ
ています。未来のためにも、
子どもたちを安心して育める
環境の整備に努めます！

子ども総合サポートプラザ



令和7年4月11日のオープニングセレモニーに県議会の
厚生環境委員長として出席



県産材のズギを活用し、
明るく開放的でプライバシーに配慮された施設に

施設の
詳細は
こちらから

2 玉その

小中学校及び高校の教育施策

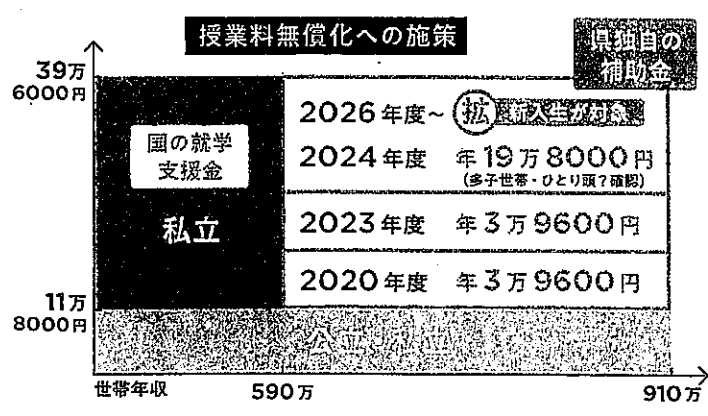
国に先駆けて私立高校の授業料
実質無償化の予算を計上したが...

国の高校無償化が決定。
県の独自予算はさらなる
教育施策の拡充に活用

「高校授業料の無償化」と
聞くとき自民公明維新の3党
合意により令和8年度に向
けて国が予算化、との報道が
なされています。しかし富山
県では国の合意の前から私立
高校の無償化に向けた議論を
続けてきました。これまでも
私立高校の授業料無償化に
向け段階的に拡充してきまし
たが、新年度予算でようやく
910万円未満世帯までの拡
充が決定し、令和8年度から
の実質無償化が実現すること
に。その後、国による無償化（し
かも所得制限なし）が決まっ
たわけですが、無償化のため
に用意した県独自予算は、別
のさらなる教育施策の充実に
活用されることとなります。

また小中学校においては、
スクールソーシャルワーカー
の配置時間 元、校内教育

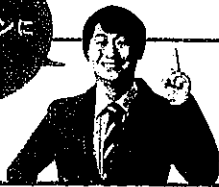
富山県独自の就学支援の仕組み



支援センターの整備、フリー
スクール等の居場所づくりの
支援など、困難を抱えるこ
どもたちや家庭への支援や、
多様な学びの場の整備を推
進していきます。
新時代に適応し、未来を拓
く人材の育成を目指し、さら
なる教育振興を進めます。

富山県では公立と私立の授業料の格差
を段階的に埋めてきた経緯が、国の無償
化が始まれば、所得制限も撤廃される

だいすけが
皆さんのギモンに
答えます！



令和7年度の富山県当初

3
玉の
目その

人口減少対策を真正に強靱化
人口が60万人台になっても
持続可能で強靱な富山県に

老朽化するインフラ群を
どうやって維持管理して
いくのかが大きな課題に

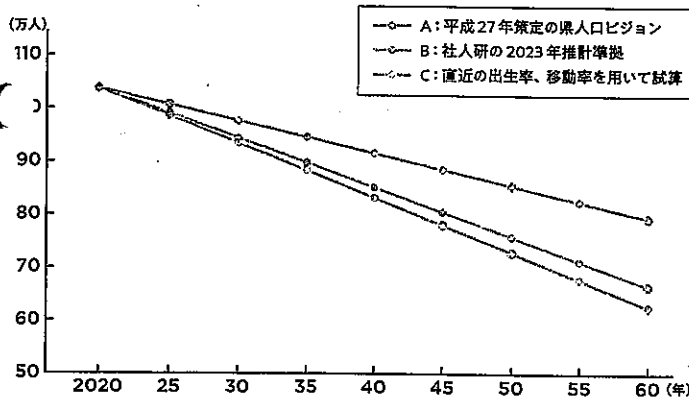
富山県では昨年、人口未来
構想本部を設置し、中長期計
画である「富山県人口未来構
想」を本年3月に公表。そ
の中で、出生数の減少や若年
層の転出超過等の課題が解
決できないまま人口減少が進
むと、2060年には人口が
62万人台にまで減少するとの
予測が、その状況を少しでも
改善するため、直ちに取り組
むうつ施策が示されました。

具体的には①自分の生き方
を主体的に選択できる富山②
県民が誇りと愛着をもち、県
外の人から選ばれる富山③多
様な人材が活躍して成長でき
る富山④安心して快適に過ご
せる富山⑤関係人口の拡大・
深化、のうつとなります。

人口減少社会では、税収も
人手も減っていきます。特に
公共インフラの維持管理は大

きな課題です。八潮市の道路
陥没事故が記憶に新しいです
が、富山県の道路、橋梁、上
下水道もかなり老朽化が進ん
でいます。防災減災対策と併
せて、安全安心で、より強靱な
富山県を将来世代に残してい
くためにも、先送りせずに議
論を進める必要があります。

富山県の人口予測



平成27年に策定した富山県人口ビジョンで
は2060年に80万人を維持する計画だったが、
最新のデータでは60万人台前半となる予測に

4
玉の
目その

関係人口を増やす施策
スポーツや観光での県外からの誘客
を中心に、関係人口を1000万人に

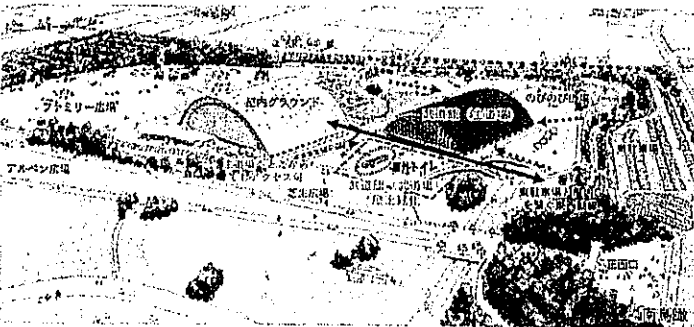
富山県のプロスポーツ
を活かして、来訪型の
関係人口を創出する

富山県では関係人口二千万
人をビジョンに掲げた成長戦
略を推進しています。関係人
口とは、県内に在任していな
くても、富山県と深い関係性
や強いつながりを持った人の
こと。この関係人口が増える
と、二拠点居住や兼業・副業
の促進、ふるさと納税額の増
加などが見込まれます。

関係人口を増やす施策の中
でもスポーツによる振興は即
効性があります。富山県には
バスケットボールやプロリー
グに参加しているチームが多
く、試合のたびにアウェイチー
ムを応援する人が来県するの
で、その人たちがターゲット
に富山を好きになってもらう
仕掛けを企画していきます。

また県外から遠征したくな
るようなスポーツ施設整備も
重要。市総 育館はグラ

令和9年度に開館予定の富山県武道館



ウジーズのアリーナとして令
和8年に、県総合運動公園
に新設される県武道館は令和
9年にオープン予定。さらに
新たにスポーツコミュニケーションを
設立し、全国規模の大会の誘
致やスポーツツーリズムの促
進を通じて、来訪型の関係人
口を創出していきます。

▲武道館整備により県総合運動公園も便利にな
る。現在の富山と高岡の武道館は県営施設とし
ては廃止。今後の活用は地元の市と協議される

この県議会質問をダイジェスト!

令和6年9月定例会
本会議
一般質問
2024.09.17

※記載されている役職名等は
2024年9月当時のものです

今回のテーマ
誰もが自分らしく
生きられる
富山県に
するには?



いつまでたっても議場に入るときには緊張感に包まれる...

認知症の人が
日本一安心して
暮らせる富山県
を目指しては?



富山県でも
認知症施策
推進計画を
策定する



令和6年1月認知症基本法が施行され認知症当事者の活動を施策に反映することとなった

まずは
高齢化する
社会への
適応について、
質問します!



介護離職
防止のため
産業ケアマネ
の導入を

介護離職による
国の経済
損失は9兆円
本県でも
700人が離職



50人以上の企業で産業
医が義務化されている
ように、産業ケアマネ
の配置も進んでほしい



知事
局長



つぎに
人口減少する
地域社会への
適応について
質問いたします



成年後見制度
の利用
どう促進する?



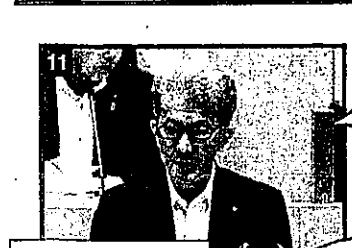
令和5年度で
2626人
が利用し
増加傾向

県内市町村では成年後見制度
利用支援事業による助成金があるが、まだまだ認知度は低い

高齢化社会に適応するために 必要な知識と技術とは?

私は現在、議員を務めながら福祉の専門職としても活動していますが、2014年に富山へ戻ったときは福祉の下寮人。それから一念発起し、社会福祉士の国家資格を取得。さらに昨年は精神保健福祉士と成年後見人材の研修を受講し、両方の資格を取得しました。高齢化する社会では老年性うつや認知症等が増加しますが、その人に寄り添った支援をするためにも専門知識と技術が不可欠だと考えています。

左/成年後見人材養成研修の修了証。社会福祉士で成年後見人になるには、基礎研修3年間受講が必須条件
右/精神保健福祉士の国家試験合格証書。精神疾患や薬物依存を抱えた人を相談援助する資格



南砺平高校では初の
全国募集を実施し、令
和7年から6名の県外
生徒が学ぶことに

コーディネーター
に地域おこし
協力を活用
する事例もある

教員と
地域をつなぐ
コーディネーター
の設置を



県立高校の
全国生徒募集
に向けての
進捗は?

南砺平高校の
学生寮に
空調整備等を
進める

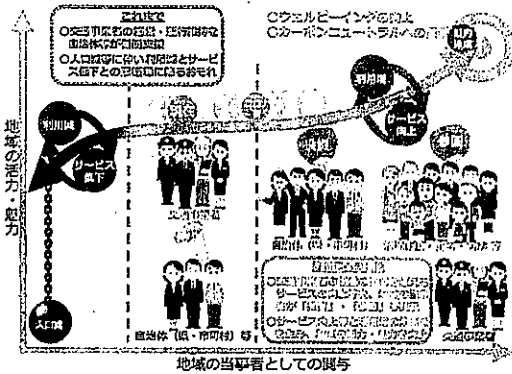


©藤井のかん

マンガ風でレポート

藤井大輔の3

富山県地域交通戦略の概念図



富山地方鉄道の鉄道事業は年間7億円の赤字。沿線自治体から県の支援必要との声が高まる

事業者の経営範囲を越える部分は自治体や住民の投資・参画が必要

富山県への支援は富山県地域交通戦略に基づいた議論を

みなし上下分離方式の良し悪しは？



12

令和6年2月に県は地域交通戦略を策定。県民1人が50回以上の利用目標を定めた。自治体や県民の「夢」が明記されたことは画期的といえる

9月定例会のフル動画視聴は下記QRコードから



このときは2期目の知事選前まで明言を避けられたが、当選後に新たな総合計画策定を明言

任期2か月を切ったものが明言すべきではないと思う

総合計画に着手されるのかはつきり明示してほしい

まずは人口未来構想の策定を行う



14

知事の祖父である高辻知事と同じく大きなビジョンを持った総合計画の策定を！



その後令和7年2月に富山県人口未来構想が完成し、2060年に人口が60万人台になると推計

官庁会計の民間会計の根本的な違い

項目	地方公共団体	民間企業(企業会計)
作成目的	住民の福祉の増進	利益の追求
報告主体	首長	取締役
報告先	住民(提出先は議会)	株主(提出先は株主総会)
明責任	議会の承認・認定(予算・決算) →事前統制(予算)の重視	株主総会の承認(決算) →事後統制(決算)の重視
記方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義会計	発生主義会計
出納整理期間	あり	なし
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調査 財産に関する調査	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー

私は民間企業で財務諸表を扱ってきましたが、当初県庁の会計基準に戸惑いました。上記のように会計ルールが異なっているからです



官庁会計と民間会計の違い、どう整理された？

最小の経費で最大の効果を発揮しよう意識してきた



19

令和6年11月定例会 本会議 一般質問 2024.11.26

※決算特別委員会とは？
前年度の決算(今回は令和5年度)を審査する委員会。予算の執行が適正かつ効率的だったか、費用に見合った効果があったのかを審議する

決算特別委員会のフル動画視聴は下記QRコードから

私の総括質疑が新田知事2期目の最初の質問に！

私にとって決算特別委員会の総括質疑は2度目。決算の質問は通常の議会質問に比較して、専門的な知見が必要なので難易度が倍以上となります。しかも今回は新田知事が2期目に就任されて最初の議会答弁が、私の質問だったこともあり、いつも以上に緊張感を持って臨みました。

新田知事は全国でも数少ない民間出身知事。それゆえ県庁の会計基準の違いをどう整理され、どのように民間経験を組織運営に活かしてきたのかを中心に質問しました。新田知事からは「民間企業は決算重視型、行政は予算重視型」「行政の事業や給料の原資は全て税金であり公金の適正な執行、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう意識改革を進めてきた」との答弁が。

ちなみに平成27年から自治体にも企業会計に近い地方会計が導入されましたが、富山県庁ではあまり活用できていません。

藤井委員あなたの持ち時間は60分です

委員長！



私が登壇した時点で31人もの議員が質問を終えており、より深い考察の質問が要求される



予算特別委員会は本会議場ではなく議事堂の大会議室で行われる。1対1の攻防が見物だ

令和7年2月定例会
予算特別委員会
最終日

2025.03.17

※記載されている役職名等は2025年3月当時のものです

今回のテーマは「いよいよ限界」

公共インフラの維持・公共交通・学校教育・地域医療・警察活動など、人口減少社会でこれまでのやり方では「いよいよ限界」に



沿線自治体の首長の意見を良く聞いて議論していく

富山地方鉄道の鉄道事業、まちづくりと一体の議論を

相互乗り入れは過去に難易度高いことが判明

あいの風とやま鉄道との統合など県がいくつかのバターンを提示しては？

令和7年度は沿線7市町村の首長が2つの分科会で議論。県はその両方に参加することに



滑川市から魚沼市までの並行区間は、これまでも相互乗り入れや統合が議論されていた



ドドド

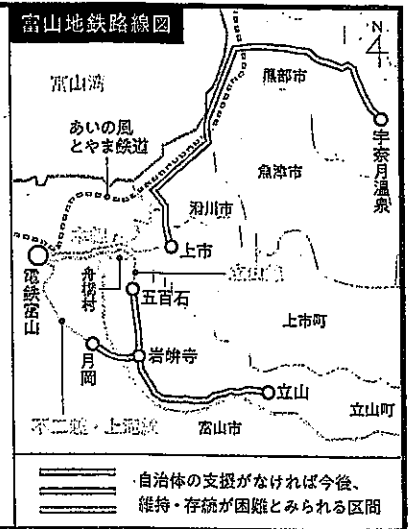
《《 富山地方鉄道の鉄道事業、何が問題なの？ 》》

コロナ禍での乗客減少がきっかけ
毎年7億円赤字の回復が見込めない

富山地方鉄道は創業者である佐伯宗義氏の「一県一市街化」構想実現のために昭和5年創立。富山県全域を交通網によって結ぶことにより、県内のどこに暮らしていても、その能力に応じた労働・文化・教育の機会が平等に与えられることを目指し設立されました。民間鉄道でありながらも、その理念に基づき、公益を重視した経営されてきました。しかしながら、コロナ禍の影響で鉄道事業の赤字が7億円に拡大し、バスや不動産等の利益では補填できなくなった現状があります。



上/2月26日に私が事務局長を務める自民党議員会公共交通PTが、主に富山地方鉄道の再構築について新田知事に直接提言を交した。右/地鉄が黒字路線以外を廃止することになれば、上市・五百石・月岡より以遠の路線はなくなってしまう可能性も



いよいよ限界②
県立高校再編



多様な学び
というなら
県立高校の単位で
出席日数要件
の見直しを

学習指導要領
に基づき
各学校で
柔軟な対応を

公立高校では成績が良くても出席日数不足で留年に。私立の通信制に転入する学生が増加する要因になっている



学生時代に富山県で学び、富山を「第2の故郷」と思ってくれる若者を増やすことが重要



県外や海外からの学生を積極的に受け入れて、濃密な関係人口を創出すべき

まずは南砺平高校での県外学生受け入れて実績をつんでいきたい

《《 ひとくちメモ 》》

若者に選ばれ続ける地域に富山県がなるためには？

富山県では「関係人口 1000 万人」を目指しています。関係人口とは、県内に在住してなくても、富山県と深い関係性や強いつながりを持った人のこと。関係人口が増えると、二拠点居住や兼業・副業の促進、ふるさと納税額の増加などが見込まれます。富山県が選ばれるためには、若いうちから富山の魅力を体験してもらい、「第2の故郷」だと思ってもらう必要があると考えます。

地域における関係人口とは

「富山の魅力を体験する。」を目的とする。そこからつながりや関係性を築くことをベースにした社会関係人口

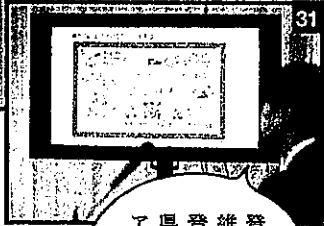
＝知、ネットワーク、汗、金で貢献しようと思志を持つ人々が「関係人口」(経営者版)

若者関係人口と地域経営関係人口の獲得

「関係人口によって鳥根県の確立を復活させたのが、私のリクルート時代の先輩である水谷智之さん。若者に選ばれ続ける地域に、富山県はなれる？」

※地域・教育力化プラットフォーム理事・会長の水谷智之さん勉強会資料より抜粋

いよいよ限界③
登山道維持



登山道維持に向け
登山しない県民にも
アピールを

3月現在で760万円余の協力が集まり、山小屋以外での集金が多かった

キリッ



登山道維持の協力は
こちらから



北アルプストレイルプログラムの活動の一環として登山道維持協力が実施されている

まさに今回のテーマである「いよいよ限界」について私も強く同感する

新田知事就任後から前例踏襲ではなくリスクをとってでも新しい挑戦を。県庁組織に変化しつつある

34



新田知事の2期目の公約は「未来へ向けた人づくり」「新しい社会経済システム」

以下の図のように具体的に新旧対照表を県民に提示しては？

地域交通戦略で自治体の役割を「側面的支援」から「投資・参画」に変えたのも新しいシステムの一例



社会経済システムの新旧対照表 (翻井が独自作成)

古い社会経済システムでのキーワード	新しい社会経済システムでのキーワード
ないものねだり (デマンドリテイク)	あることかきし (ストレングス)
サービス提供による変換 (マネジメント)	自立・自己決定の変換 (エンパワーメント)
口だけの声を聞く (顧客ニーズ)	口にした言を体感する (顧客ニーズ)
前例踏襲 (フォロウキャスト)	未来創造 (イノベーション)
目標のとりかえに連れる (ウォーターフォール)	ニーズに合わせて変換する (アジャイル)

▲人口増と人口減で、どのように社会の考え方が変わっていくのかを、翻井が独自にキーワードで抽出してみました

今回の議会質問を振り返って
藤井大輔が思うこと

県議会議員になって丸6年。おかげさまで会派の副政調会長やPTの事務局長を経験させてもらい、地方自治が「民主主義の学校」と呼ばれる意味がわかってきました。また今回の議会では、人口減少社会について知事と真剣な議論を交わす中で、次の新しい社会経済システムの姿がおぼろげながら見えてきたように感じています。対話を恐れず、多様な価値観を認め合える県議会を目指してまいります！

2月定例会のフル動画視聴は
下記QRコードから



新年度に
向けて
議論が
深まると
思います



藤井だいすけの
潜入レポート

「県議会、どうでしょう!？」

第12回 / 若者に選ばれ続ける富山になるためには？

県議会には摩訶不思議なできごとや出来事がいっぱいあります。そんな県議会の不思議に2期目の藤井だいすけが、さながら潜入取材のごとく体験レポートをお届けいたします。思わぬ本音が漏れることも？



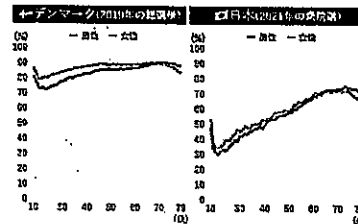
富山県の人口が昨年100万人を切り、35年後の2060年には62万人にまで減少すると予測されています。その要因は、県内出生数が6000人を切りピーク時の1/3となっていること、そして若者(特に20代の若い女性)が県外に転出してしまっていることがあります。「東京一極集中の是正」が叫ばれて久しいですが、コロナ禍を経て、その傾向はさらに加速しています。私自身、若いときに富山を離れていたため、大都市圏にしかない魅力があることは否定しません。しかし、私が現在富山に戻ってきているのは、子どもの頃に富山県の恵まれた環境で育ててもらったことへの、恩返しのような気持ちがあるからだと思っています。

そこで私は、今のこどもたちや学生にも「富山県で育ててもらってよかった!」と思えるような体験を少しでも増やしたいと考え、富山の高校生にデンマークの国会議員や学生との交流し、民主主義を学ぶ「Voice of the future」というイベントを企画しました。県内の私立高校4校から約100名の生徒が集まり、6か月かけて未来の富山県に向けての提言を作ってもらいました。なぜデンマークなのか? デンマークは民主主義先進国で、若者の投票率も80%を超えており、日常生活での政治との接点が高い社会と

なっています。富山県にしながらデンマークの最新の民主主義のあり方を学ぶ機会は、参加した学生さんにも大変好評で、新年度は参加する学校を増やして継続することに。

若者に選ばれ続けるためにも、学生時代に富山で学んで良かった!と思える体験を、今後も増やし続けてまいります。

デンマークと日本の年齢別投票率



左/デンマークと日本の国政選挙の投票率を比較すると、特に若い世代での差が大きいことがわかる
左下/令和6年10月13日に実施された「Voice of the future」の一幕。4つの異なる私立高校生が交わり「自分たちが富山県の未来を作っていく」ことを宣言した
下/デンマーク元国会議員のウッフェ・エルベックさんも来県し参加



藤井だいすけの令和7年度の所属委員会・役職一覧

主な政務

- 厚生環境委員会・委員長 (医療福祉や生活文化環境、スポーツ振興等を所管)
- 議会改革推進広報編集委員会 (県民に開かれた議会のため、広報誌等を作成)
- IT活用推進委員会・委員長 (議会のデジタル化を推進)
- 地域公共交通対策特別委員会 (持続可能な公共交通のあり方を検討)

主な党務ほか

- 自民党富山県議会議員会 福祉環境部会・部会長
- 第2期公共交通PT事務局長 (主に富山地方鉄道の鉄道路線の再構築に向け協議)
- 自民党富山県支部連合会 広報委員長
- 富山大空襲を語り継ぐ議員連盟事務局長
- 三つ星山の会会長 ● 富山県医薬品小売商業組合顧問
- 富山県自転車競技連盟副会長 ほか

気になる会が
あれば、藤井まで
お問い合わせを!



藤井大輔 (ふじい・だいすけ) プロフィール

1973年(昭和48年)1月19日富山市生まれ。新庄幼稚園、新庄小学校、新庄中学校で育つ。富山中部高校、大阪大学経済学部を経て、95年株式会社リクルートに就職。2004年にはフリーマガジン「R25」を創刊し、編集長に。40歳を機に地元・富山市に戻り、福祉事業に携わる。社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格、成年後見人登録資格等を持ち、地域包括支援センターの職員として勤務。障害者の所得向上を目指す「久遠チョコレート富山」の経営にも参画している。著書に「R25のつくりかた」(日本経済新聞出版社)他。19年4月富山県議会議員に初当選し、現在2期目。25歳の長男と17歳の長女の父。

藤井大輔の最新情報はここから!

公式サイト: fujidaisuke.com 公式LINE: <https://lin.ee/AsXqb5A>
公式facebook: <https://www.facebook.com/fujidaisuketokataraulka/>
公式X: https://twitter.com/fujii_toyama



OFFICIAL



facebook



LINE



X



政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会
 報告者 藤井 大輔

整理番号	564	事業概要*	車のリース料 5月 ~ 7月分								
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費									
内容											
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考								
	車リース料 5月~7月	121,491	80,995 × 0.5 × 3 = 121,491 円								
	《合計》*	121,491									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">25--5-27ヨ"ヤツクス</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: right;">80,995</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">25--6-27ヨ"ヤツクス</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">80,995</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">25--7-28ヨ"ヤツクス</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">80,995</td> </tr> </table>						25--5-27ヨ"ヤツクス	80,995	25--6-27ヨ"ヤツクス	80,995	25--7-28ヨ"ヤツクス	80,995
25--5-27ヨ"ヤツクス	80,995										
25--6-27ヨ"ヤツクス	80,995										
25--7-28ヨ"ヤツクス	80,995										

收受 令和 7 年 8 月 18 日
 決裁 令和 7 年 8 月 19 日
 処理 令和 7 年 8 月 19 日

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	796	事業概要*	新聞購読費 2025年4月～2025年8月
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	・ 各種新聞の購読料、電子版利用料		

上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞朝刊 2025年4月～2025年8月	20,000	/ 4,000 × 5ヶ月 = 20,000 円 ^{4/30} / _{5/31} ^{6/30} / _{7/31}
	しんぶん赤旗 2025年4月～2025年8月	4,950	/ 990 × 5ヶ月 = 4,950 円 ^{4/30} / _{5/29} ^{6/29} / _{7/29}
	公明新聞電子版 2025年4月～2025年8月	7,635	/ 1,527 × 5ヶ月 = 7,635 円 ^{4/10} / _{5/10} ^{6/10} / _{7/10}
	東京新聞電子版 2025年4月～2025年8月	17,250	/ 3,450 × 5ヶ月 = 17,250 円 ^{4/10} / _{5/10} ^{6/10} / _{7/10}
	手をつなぐ年間購読料 2025年4月～2026年3月	3,900	/ 3,900 × 1年 = 3,900 円
	《合計》*	53,735	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2025年4月分 領収証 発証No. 00016629-202504-1

藤井 大輔 様

銘柄	取数	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:19230002005123

5月の休刊日は12日(月)です。カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

收受 令和 7 年 9 月 30 日
 決裁 令和 7 年 9 月 30 日
 処理 令和 7 年 9 月 30 日

2025年5月分 領収証 発証No. 00016629-202505-1

藤井 大輔 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

6月の休刊日は9日(月)です。
カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

2025年6月分 領収証 発証No. 00016629-202506-1

藤井 大輔 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

7月の休刊日は14日(月)です。
カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

2025年7月分 領収証 発証No. 00016629-202507-1

藤井 大輔 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

8月の休刊日は12日(火)です。
カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年4月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	917円(税抜)	消費税	73円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日



藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年 5月分

990円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象 917円(税抜) 消費税 73円
10%対象 0円(税抜) 消費税 0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
5/29



藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年 6月分

990円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象 917円(税抜) 消費税 73円
10%対象 0円(税抜) 消費税 0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
6/27



藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年 7月分

990円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象 917円(税抜) 消費税 73円
10%対象 0円(税抜) 消費税 0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
7/24



しんぶん赤旗

2025/04/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払
2025/05/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払
2025/06/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払
2025/07/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払

2025/08/01

公明新聞電子版

売り上げ到着

1,527円

2025/04/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
2025/05/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
2025/06/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
2025/07/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払

2025/08/01

東京新聞デジタル

売り上げ到着

3,450円

2025年8月分 領収証 発証No: 00016629-202508-1

藤井 大輔 様

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
8%対象 4,000円
内消費税 296円

※は軽減税率対象 登録番号: 19230002005123

9月の休刊日は16日(火)です。
カード、コンビニ支払いもできません。

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年8月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	917円(税抜)	消費税	73円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん 赤旗

領収年月日
8/28



令和7年6月吉日

各位

富山県手をつなぐ育成会 事務局

機関誌「手をつなぐ」購読料納入のご案内

向暑の候、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

日頃は当会にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、今年度も全国手をつなぐ育成会連合会が発行する機関誌『手をつなぐ』のご購読を頂き、ありがとうございます。

さて、早速ですが、令和7年度年間購読料納入のご案内を申し上げます。

大変お手数ですが、期日までにお振込の程よろしくお願いいたします。

◆期 日：7月18日（金）まで

◆代 金：3,900円

◆納入方法：同封の振込用紙にて郵便局の窓口・ATMよりお振込ください。

なお、行き違いによりご入金いただいている場合は、事務局（担当：■■■■）までご連絡をお願いいたします

【お問い合わせ先】TEL

※ この機関誌の購読者の会員とみなされ、年間全国の会員が手をつなぐの源となっております

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号								
07-08-04	32047	A93120002								
取扱店	トヤマシンジョウ									
払込口座	00700-8	13521								
払込金額	*3,900	料金 *0								
<table border="1"> <tr> <td>007008</td> <td>13521</td> <td>3900</td> <td>6千</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行) </td> </tr> </table>			007008	13521	3900	6千	振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)			
007008	13521	3900	6千							
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)										
入金額	*10,000									
おつり	*6,100									
ゆうちょデビット 新規ご入会&ご利用で現金500円プレゼント！										

連合会」の
費となり、
:目指す活動

以上

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1427	事業概要*	新聞購読費 2025年9月～2025年12月	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	・各種新聞の購読料、電子版利用料			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	北日本新聞朝刊 2025年9月～2025年12月	16,000	4,000 × 4ヶ月 = 16,000 円	
	しんぶん赤旗 2025年9月～2025年12月	3,960	990 × 4ヶ月 = 3,960 円	
	公明新聞電子版 2025年9月～2025年12月	6,108	1,527 × 4ヶ月 = 6,108 円	
	東京新聞電子版 2025年9月～2025年12月	13,800	3,450 × 4ヶ月 = 13,800 円	
	立山博物館図録	1,600	1,600 × 1冊 = 1,600 円	
	《合計》*	41,468		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならない)

2025年9月分 領収証 発証No. 00016629-202509-1

藤井 大輔 様

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

10月の休刊日は20日(月)です。カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

2025年10月分 領収証 発証No. 00016629-202510-1

藤井 大輔 様

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊※	1	4,000*

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

11月の休刊日は10日(月)です。カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

收受 令和8年 / 月 14 日
決裁 令和8年 / 月 21 日
処理 令和8年 / 月 21 日

2025年11月分 領収証 発証No. 00016629-202511-1

藤井 大輔 様

品名	北日本新聞朝刊※	数量	1	金額	4,000*
----	----------	----	---	----	--------

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

12月の休刊日は15日(月)です。
カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

2025年12月分 領収証 発証No. 00016629-202512-1

藤井 大輔 様

品名	北日本新聞朝刊※	数量	1	金額	4,000*
----	----------	----	---	----	--------

合計金額
¥4,000*
(8%対象 4,000円
内消費税 296円)

※は軽減税率対象 登録番号:T9230002005123

1月の休刊日は2日(金)です。
カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店
富山市新庄町1丁目18-21
432-2758
クレジット

北日本新聞

藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年9月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	917円(税抜)	消費税	73円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
9/25



藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年10月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
10/30



藤井 大輔 様

しんぶん赤旗
領収書

2025年11月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
11/27



藤井 大輔 様

しんぶん赤旗
領収書

2025年12月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
12/25



2025/09/01	公明新聞電子版	1,527円
2025/10/01	公明新聞電子版	1,527円
2025/11/01	公明新聞電子版	1,527円
2025/12/01	公明新聞電子版	1,527円

2025/09/01	東京新聞デジタル	3,450円
2025/10/01	東京新聞デジタル	3,450円
2025/11/01	東京新聞デジタル	3,450円
2025/12/01	東京新聞デジタル	3,450円

領 収 証

藤 井 大 輔

様

No.

★ 1,600

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 田 録 代 と し て

令 和 7 年 8 月 31 日 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

収 入 印 紙

富 山 県 [立 山 博 物 館] 友 の 会



コクヨ ケー98

特別企画 英国から立山へ

日本旅行案内 立山

The land of the morning

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING

THE LAND OF THE MORNING



TATE-YAMA.

Tate-yama is the name given to the lofty summits lying on the eastern border of the provinces of Etchū and Ise, together with the jagged peak of Tsurugi-dake, form the northern extremity of the most considerable range of mountains in Japan. The highest of the peaks (Tate-yama) is about 9,500 ft. above the level of the sea.

The main range of the mountains extends in a westerly direction to the head of the bay of Kanagawa. Here it is no longer a range of hills, but a range of mountains. It is here that the highest peaks are to be found. After the present day, the mountains have been behind the scenes of the world's history. The highest peak of the range is about 8,000 ft. above the level of the sea.



日本旅行案内
—MURRAY'S—
HANDBOOK OF
JAPAN

明治時代...アーネスト・サトウハチローイギリス人たちは、立山へ何を見ても、どう記録したか...

富山県立山博物館

富山県立山博物館

富山県立山博物館

政務活動費対象事業実績報告書

会派名
報告者

自由民主党富山県議会議員会
藤井 大輔

整理番号	1428	事業概要*	車のリース料		8月	～	12月分
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費					
内容							
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考				
	車リース料 8月～12月	202,485	80,995 × 0.5×5= 202,485 円				
	《合計》*	202,485					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							
	25--8-27	ヨ"ヤツクス					80,995
	25--9-29	ヨ"ヤツクス					80,995
	25-10-27	ヨ"ヤツクス					80,995
	25-11-27	ヨ"ヤツクス					80,995
	25-12-29	ヨ"ヤツクス					80,995

收受 令和 8 年 / 1 月 14 日
 決裁 令和 8 年 / 1 月 21 日
 処理 令和 8 年 / 1 月 21 日

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1429	事業概要*	事務員人件費 8月-12月分		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費			
内容	・事務員 ████████氏				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	事務員 人件費 8-9月	100,000	200,000 × 0.5 × 1 = 100,000 円		
	事務員 人件費 10-12月	165,000	330,000 × 0.5 × 1 = 165,000 円		
	《合計》*	265,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 8 年 1 月 14 日
 決裁 令和 8 年 1 月 21 日
 処理 令和 8 年 1 月 21 日

勤 務 実 績 表

令和 7 年 8 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	土	~			0:00
2	土		~		0:00	17	日		~		0:00
3	日		~		0:00	18	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
4	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	19	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
5	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	20	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
6	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	21	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
7	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	22	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	土		~		0:00
9	土		~		0:00	24	日		~		0:00
10	日		~		0:00	25	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
11	月		~		0:00	26	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
12	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	27	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
13	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	28	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
14	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	29	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
15	金		~		0:00	30	土		~		0:00
			~			31	日		~		0:00
		小 計			45:00			小 計			50:00
											95:00

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年8月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年8月29日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 9 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩(分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩(分)	実労働時間
1	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	17	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
3	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	18	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
4	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	19	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
5	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	20	土	~			0:00
6	土	~			0:00	21	日	~			0:00
7	日	~			0:00	22	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	火				0:00
9	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	24	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
10	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	25	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
11	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	26	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
12	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	27	土	~			0:00
13	土	~			0:00	28	日	~			0:00
14	日	~			0:00	29	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
15	月	~			0:00	30	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
		~						~			
		小 計			50:00			小 計			50:00
											100:00

支給額 100,000 円

負担割合

50.0% 50,000

50.0% 50,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年9月分給与として

¥ 96,400

(内訳 給与100,000円、源泉所得税▲3,600円)

令和7年9月30日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 10 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	17	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
3	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	18	土		~		0:00
4	土		~		0:00	19	日		~		0:00
5	日		~		0:00	20	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
6	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	21	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
7	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	22	水				0:00
8	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
9	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	24	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
10	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	25	土		~		0:00
11	土		~		0:00	26	日		~		0:00
12	日		~		0:00	27	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
13	月		~		0:00	28	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
14	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	29	水				0:00
15	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	30	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
			~			31	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
		小 計			50:00			小 計			50:00
											100:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年10月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和7年10月31日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 11 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	土				0:00	16	日	~			0:00
2	日	~			0:00	17	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
3	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	18	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
4	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	19	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
5	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	20	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
6	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	21	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
7	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	22	土	~			0:00
8	土	~			0:00	23	日	~			0:00
9	日	~			0:00	24	月	~			0:00
10	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	25	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
11	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	26	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
12	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	27	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
13	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	28	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
14	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	29	土	~			0:00
15	土	~			0:00	30	日	~			0:00
		~						~			
		小 計			50:00			小 計			45:00
											95:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年11月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和7年11月28日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 7 年 12 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	16	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
2	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	17	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
3	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	18	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
4	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	19	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
5	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	20	土	~			0:00
6	土	~			0:00	21	日	~			0:00
7	日	~			0:00	22	月	10:00	~ 16:00	60	5:00
8	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	23	火	10:00	~ 16:00	60	5:00
9	火	10:00	~ 16:00	60	5:00	24	水	10:00	~ 16:00	60	5:00
10	水	10:00	~ 16:00	60	5:00	25	木	10:00	~ 16:00	60	5:00
11	木	10:00	~ 16:00	60	5:00	26	金	10:00	~ 16:00	60	5:00
12	金	10:00	~ 16:00	60	5:00	27	土	~			0:00
13	土	~			0:00	28	日	~			0:00
14	日	~			0:00	29	月	~			0:00
15	月	10:00	~ 16:00	60	5:00	30	火	~			0:00
		~				31	水	~			0:00
		小 計			55:00			小 計			45:00
											100:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和7年12月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和7年12月26日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

雇用契約書

1. 雇用期間

2025年10月1日から2026年3月31日までとする

2. 労働時間

午前10時から午後3時までを基本とする

3. 休憩時間

正午から午後1時までを基本とする

4. 休日

土、日曜日および祝祭日、年末年始

5. 勤務場所

藤井だいすけと語らう会後援会事務所（富山県富山市向新庄町 5-7-35）

6. 業務内容

- (1) 政務活動調査に関すること
- (2) 後援会の事務に関すること
- (3) その他に関すること

7. 賃金等

月額110,000円（税込み）

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする

2025年10月1日

甲 雇用者

藤井だいすけと語らう会
富山県富山市向新庄町 5-7-35

乙 被雇用者

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1902		使途項目*	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和 7年 12月10日	から	活動の概要*	香川県三豊市の民間主体のまちづくりを学ぶ		
	令和 7年 12月11日	まで				
	香川県三豊市		12/10 ・三豊市仁尾町の身の丈商店街、URASHIMA VILLAGE他 12/11 ・アートバンク、おむすび座他 (富山～東京は他の用務混在するのを除く。)	(備考) 富山駅→東京駅 羽田空港→高松空港 高松空港→三豊市内(レンタカー乗り合い移動) 高松空港→羽田空港 東京駅→富山駅		
経費の内容*			金額 (単位:円)	経費の内容*		金額 (単位:円)
鉄道・バス (新幹線往復、私鉄電車移動)				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機			51,680	手数料		
自家用車	@37円 ×	km =		貸切バス		6,680
リース車	@18円 ×	km =				
有料道						
駐車場				合計		58,360
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
2026年	22601120	北國銀行	6,680円	カ. マエ	フジイ ダ	取引
1月12日	30558	富山支店	(110円)		イスケ	成立

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 8 年 3 月 27 日

決裁 令和 8 年 3 月 31 日

処理 令和 8 年 3 月 31 日

領収書

WEB f276fb5faa-00000-164328-0-1100

表示日 2026年02月28日(土)

藤井 大輔

様

金額 ¥51,680- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥51,680- (税込))

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年11月29日(土)

上記、正に領収いたしました。

航空券番号	1010462710842012	1010462710842023
照会番号	MKMKCL	

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB f276fb5faa-00000-164328-0-1100

表示日 2026年02月28日(土)

ご搭乗者名/照会番号

フジイ ダイスケ様 (MKMKCL)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年12月10日(水)	ANA533	東京(羽田) - 高松	普通席	(往復)バリュー7G	¥25,840-	2025年11月29日(土)
2025年12月11日(木)	ANA998	高松 - 東京(羽田)	普通席	(往復)バリュー7G	¥25,840-	2025年11月29日(土)

合計金額	¥51,680-
------	----------

県外・海外政務活動報告書

整理番号	1902	会派・議員名	自民党県議会議員会 藤井 大輔
活動名称	調査研究活動		
目的	三豊市に学ぶ自治体に頼らない”地域の自治”を体感するスタディツアー		
日程	令和 7 年 12 月 10 日 (水) ~ 令和 7 年 12 月 11 日 (木)		
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	・香川県三豊市仁尾町 瀬戸内暮らしの大学／身の丈商店街／URASHIMA VILLAGE／アートバンク ／父母が浜／おむすび座 他		
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	・主催者 株式会社umari／瀬戸内暮らしの大学学長 古田秘馬氏 ・対応者 ウルトラ今川代表の今川宗一郎氏、株式会社キャンプファイヤーの岩井将太郎氏 他 ・同行者 株式会社MAE 前田大介氏、グリーンオートレーベル明石博之氏、株式会社ROLE 羽田純氏 他		
行程・活動内容			
12/10 羽田空港から高松空港へANA533便で移動。レンタカー(乗合)で三豊市へ移動。 ・瀬戸内暮らしの大学にて、古田秘馬氏から三豊市仁尾町の行政に頼らない街づくりについて講義(60分) ウルトラ今川代表の今川宗一郎氏から身の丈商店街のローカル資本主義的な取組みについて講義(60分) ・身の丈商店街の現地視察 ・URASHIMA VILLAGEの現地視察。株式会社キャンプファイヤーの岩井将太郎氏からローカルクラウドファンディングについて講義(60分) ・小さな経済圏によるまちづくりについて、ディスカッション 12/11 ・アートバンクにて、アートを取り入れた街づくりと子どもたちの居場所づくりについて講義 +ワークショップ(60分) ・おむすび座にて古民家を改修し子育てママ7名でのおむすび座起業について講義+ラップアップ(60分) 高松空港から羽田空港へANA998便で移動			
※視察の詳細は、別紙			

仁尾町
人口4800人

人口
58,000人
(2024年)
香川県第3位
男性 29,770人
女性 32,087人

世帯数23,083世帯
(2020年)

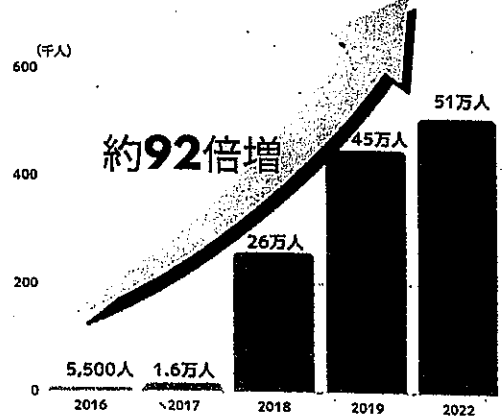
高齢化率
36.5%
(2020年)

総面積
222.70km²
(2019年)
香川県第2位



来場者数
父母ヶ浜

年間
51
万人





40社以上の
法人設立

30億以上の
民間投資

100を超えるプロジェクトが誕生

ベーシックインカム



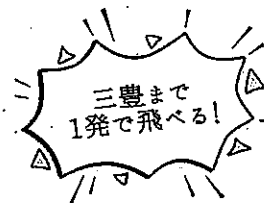
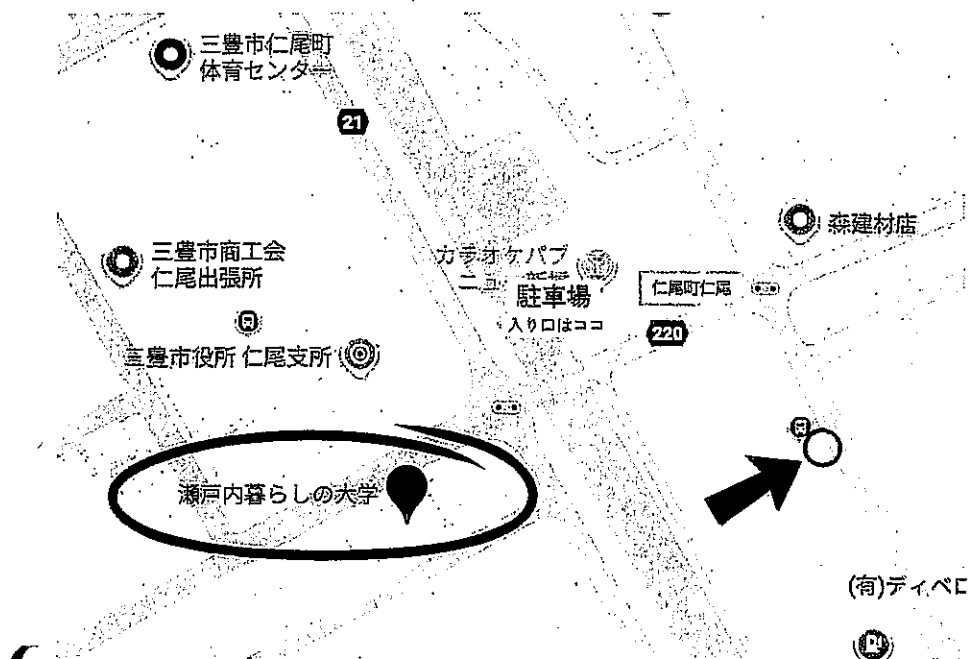
ベーシックインフラ

個人の人的貢献、関わりの継続が可視化・蓄積され、
暮らしの基盤・インフラと交換される仕組み

ベーシックインフラでつくる経済圏
= 身の丈資本主義

【定義】身の丈資本主義とは、貨幣ではなく“信頼”を
価値の単位とする経済圏

暮らしの大学と駐車場



(有)ディベロ

暮らしの大学前に車を数台止めることができますが、当日は混雑が予測されますので、「カラオケPUB ニュー新橋」前にございます、仁尾庁舎の駐車場をお使いください。

暮らしの大学
MAP

ニュー新橋前
駐車場 MAP



【瀬戸内暮らしの大学 住所】
〒769-1406 香川県三豊市仁尾町仁尾辛35-3

取り組み紹介

瀬戸内 暮らしの大学

瀬戸内
暮らしの
大学



2022年7月開校。

年齢や居住地に関係なく全ての人が一生涯学び続けることのできる、地域の市民大学。学ぶことや仲間を得ることの楽しさを提供し、選択肢の幅を広げることで地域での暮らしが一層豊かになることを目指す。地元三豊市・観音寺市を中心に22の企業・個人が参画して各社の強みを生かした学びの場を実現する。域内全域をキャンパスとし、地域の暮らしリテラシーが上がるクラスを提供する。2024年、三豊市・ZEN大学と連携協定を結ぶ。2025年、並木学院通信高等学校のサポート校として新しい教育の場を担う。

身の丈 商店街



瀬戸内海に面した小さな町から、「共助」と「近助」を軸としたDAO的な地域経済の再構築に取り組んでいます。

この取り組みの根底にあるのは、自助・共助・近助の精神。誰かに頼るのではなく、「自分たちの手で、暮らしの未来をつくる」という覚悟と共感です。私たちは、DAOという言葉が広がるよりも前から、自然発生的にその思想を体現してきました。「身の丈商店街」は、香川県三豊市仁尾町で始まった“日本初の商店街DAO”です。

無理をせず、自分たちの「身の丈」に合った規模で、地域の空き家や古い建物を活かしながら、新しい商店街をみんなで運営・再生していくプロジェクトです。

DAO（分散型自律組織）の仕組みを使い、出資者や住民、移住者などが共にまちづくりを進める、参加型の地域実験として注目されています。

URASHIMA VILLAGE



2021年1月オープン。SNS効果により一躍国内外から年間約50万人が訪れるようになった三豊、宿泊事業が未発達であったため、多くの観光客が日帰り訪問に留まり、滞在時間と消費金額が小さく地方都市として観光の客足を街の経済発展に活かされていなかった現実があった。さらに2020年は、コロナ禍によって客足も激減。

このような厳しい状況から脱するべく、地元企業を中心に投資をしあい[瀬戸内ビレッジ株式会社]を設立し開業した宿泊施設。瀬戸内の美しい多島美が見渡せる荘内半島の中腹2000坪に3棟だけ贅沢に建てた。瀬戸内の半島の上質な日常を演出するテーマは“時間”。浦島伝説の残る海岸からは向かいの無人島に繋がるエンジェルロードが干潮時に現れる。宿泊棟とは別に大人数での会食やミーティングなどもできる空間も完備。ワーケーションや複数家族での全館の貸切も可能。地域内循環型ビジネスモデル、自然エネルギー、県産材使用と伝統工法の伝承、地域特性を活かしたアクティビティ、地域の食や交通サービスなど様々な挑戦が試まれている。2021年香川県建築士会において建築作品賞受賞。2024年保有していた土地と建物をオフバランスしローカルIPOに挑戦。地域の新たなファイナンススキームを作る。

The CAPE



Life Science Studio

サステナブルの先へ。Regenerativeをキーワードにエネルギー、水、食が完全にオフグリッド環境でも循環・再生する荘内半島の岬に作られたリビング・ラボ。不耕起栽培による土を耕さないことで土中に窒素をとどめることでCO2の削減に寄与する4パーミル・イニシアティブ取り組み。大規模太陽光ではなく農業をしながらエネルギーを発電する、ソーラーシェアリング発電。複合発酵の技術による上下水道を切った、100%水循環システム。これらの様々な次世代のテクノロジーと古代からの叡智を組み合わせて生活における限界費用を極限まで下げながらも、快適で豊かな暮らしの実現を目指すプロジェクト。中央型の巨大サービスではなく、自律分散型に半径数キロの範囲でのミニマムグリッド上で完結していく、ベーシックインフラ社会の実装を目指す。

父母ヶ浜



砂浜に残る潮だまりに反射する空や雲が鏡のように写る写真が注目され「日本のウユニ塩湖」として世界的に注目されている父母ヶ浜。誰もいなかった砂浜にSNSの影響で2023年には約50万人もの人が訪れる場所となった。実はバブル期の1990年代に、この海岸一帯を埋め立てる計画が持ち上がった。これに危機感を持った地域住民有志が中心となり「ちちぶの会」を立ち上げ、反対運動ではなく清掃活動を行うことで父母ヶ浜を守ってきた。25年経った今も清掃活動は続き、多い時は70名近くの人が毎月一回海岸をきれいにしている。2019年指定管理業社が公募され、都市部緑化事業の東邦レオ（本社：大阪）、地元で「地域のやりたい心に火をつける」をモットーに飲食業や宿泊業を営む株式会社ウルトラ今川、2017年に三豊市の地域商社として誕生した瀬戸内うどんカンパニー株式会社の3社が受託し、2019年にCHICHIBUGAHAMA PORTをオープン。

鮎酒場 南



元々6人兄弟の大家族だった古民家、辻邸を改修し、2021年に宗一郎豆腐と大家族宿辻家を併設し開業。ショッピングストア今川のノウハウを生かした物販事業、ゲストハウスのチェックイン機能も兼ねた飲食事業。そして宿泊事業の3本柱を段階的にスタート。

2023年夏、鮎酒場南として改装、地元荘内半島の魚を堪能できる気軽な寿司屋。株式会社ウルトラ今川代表、今川宗一郎の従兄弟であり、ショッピングストア今川で長年鮮魚を担当していた今川大地が東京・尾道と修行に行き、「自分の店を持ちたい!」と開業。

地元民にも愛され、連日賑わいを見せる人気店。

みんなで ブルワリー



農業研修プログラムをきっかけに東京から移住した三浦功喜さんが2024年、香川県三豊市仁尾町に開業したクラフトビール醸造所「みんなでブルワリー」。

瀬戸内の豊かな自然と、人のつながりから生まれる“みんなでつくる”ブルワリーとして、地元農産物や季節の素材を活かした個性豊かなクラフトビールをお届けしています。

訪れる人が語り、地域が交わる「場」として、仁尾のまちからクラフトカルチャーを発信していきます。

古民家をリノベーションした店内には、醸造所とタップルームを併設。タップルームでは定期で、地元チーズ屋の大河内さんが運営する「みんなブルモーニング」や暮らしの交通株式会社が運営する「喫茶まごころ」などを開催しており、地域の中でも新しい文化拠点になるつつある。

焼鳥酒場 とり常



2025年年内開業を目標に現在元お米屋さんの物件を改装中の「焼鳥酒場 とり常」。

炭火で丁寧に焼き上げる焼鳥と、地元の食材を活かした一品料理、そして店主のこだわりが詰まった空間で、肩肘張らずに楽しめる時間をお届けします。

「焼鳥が町の日常に溶け込むように」

仁尾のまちに根ざし、地域の人も旅人も心地よく集える酒場を目指しています。

店主は生粋の仁尾っ子25歳の西山杏奈。宗一郎珈琲や宗一郎豆腐などを運営する株式会社ウルトラ今川代表の今川宗一郎とは家族ぐるみでの古い仲。転職の相談をしことがきっかけでウルトラ今川へ入社し、東京・新潟での焼鳥・飲食修行を終え、焼鳥酒場とり常店主に就任。

Compass:73



大阪から移住した阪田七恵さんが2025年、香川県三豊市仁尾町に開業した小料理店「Compass:73」。

瀬戸内の海と山の恵みを受け、地元の漁師や農家から届く旬の食材を活かした料理をお届けします。

日々の暮らしに寄り添いながら、訪れる人が自分の“コンパス”を取り戻せるような、穏やかな時間と味わいを。

ここ仁尾のまちから、食を通じて新しい方向を指し示していきます。

店主の阪田さんは元々「鰯酒場南」スタッフ。開業前から地元住民の人気店で約2年間勤務し、地元住民に応援される形でお店をオープンしました。開業後も地元住民に愛されるお店となっている。

Art Bank



お金を預けるのではなく、創造力を預けて増やす銀行というコンセプトのアートバンク。

銀座で100年続く日本で初めて絵の具を作った月光荘とタイアップしたプロジェクト。

ここでは、誰もが自由に自分の好きな作品を創れる。

ツアーでは毎回ギャラリストプログラムを実施。アーティスト、ギャラリスト、コレクターという3つの役割を担う創造力を養うプログラムを開催。

スケジュール例 1泊2日バージョン

■1日目

11時 高松空港着便 レンタカーまたは貸し切りバスにて三豊へ

12時15～ ウェルカム讃岐うどん

(地元で人気のうどんやで讃岐文化にチェックイン)

13時～ ツアーオフィシャルスタート イン트로ダクション

古田秘馬による、全体のイントロダクションと、ローカル外交官・今川宗一郎による、ローカルの心得

14時30～ 身の丈商店街歩き

ブリュワリーから、鮎、ビンテージバイク、アートバンクなどなど次々と新しい店舗が生まれている身の丈商店街を歩きながら解説

15時00 父母ヶ浜の取り組み (干満時間や夕日の時間によって前後します)

宗一郎コーヒー、父母ヶ浜Portなど指定管理の仕組みなど

スケジュール例 1泊2日バージョン

■1日目

8時45分～ URASHIMA VILLAGE チェックイン

各棟の見学、サウナ見学

16時30～ The CAPE Life Science Studio

エネルギー、水の循環、不耕起栽培、ルフロなどなど様々な実験を行う、ライフサイエンススタジオの見学と、ローカルプレーヤーのプレゼンテーション

18時～ 懇親会

The CAPEにおいてのフルコースBBQ

21時～ URASHIMA VILLAGEにて二次会

スケジュール例 1泊2日バージョン

■ 2日目

7時30 朝食いりこラーメン (香川ラーメン人気1位)

朝の8時までしか出さない、一番出しのいりこのだしでつくる朝ラーメン。罪悪感まったくなし。

8時30 ~ サウナタイム

URASHIMA VILLAGEのサウナをたっぷりと楽しんでいただきます。

水風呂は瀬戸内海。

10時30 ~ 12時 アートバンクでのギャラリストプログラム

アーティスト、ギャラリスト、コレクターの3つの役割を担いながら、自分たちの創造性を引き出し、正解のない世界で自分なりの正解を作り上げるプログラム。

スケジュール例 1泊2日バージョン

■ 2日目

9時15 和三盆チョコレート RACATI

地元の100年企業で、URASHIMA VILLAGEの株主でもある、モクラスが手掛ける和三盆を使ったチョコレート屋さん店舗の裏には秘密の扉も！遊び心いっぱいの老舗の取り組み。

13時 ~ おむすび座ランチ & ラップアップ

子育て世代の30代の地元経営者7名でスタートした、大人気おむすび座。古民家を改築して子育てママたちの居場所をつくるとスタートしたこのお店が地域外からも殺到する人気店に。

食後に、今回のツアーのポイントなどのラップアップの時間に。

14時30 ~ 解散 空港へ

飛行機の時間などに合わせてこの時間は適宜調整

政務活動費対象事業実績報告書

会派名

自由民主党富山県議会議員会

報告者

藤井 大輔

整理番号	1984	事業概要*	ホームページ管理 (ペライチ、サーバ、ドメイン)、ポネクタ、写真								
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	・ホームページの管理、サーバー、利用料、写真撮影料										
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考								
	1 ペライチ R7年4月~R8年3月	9,768	1,628 円× 0.5×12ヶ月 = 9,768 円 11/20 2/28								
	2 イックスサーバ R7年4月~R7年10月	3,850	1,100 円× 0.5×7ヶ月 = 3,850 円 4/1								
	R7年11月~R8年3月	2,750	1,100 円× 0.5×5ヶ月 = 2,750 円 10/24								
	3 ドメイン R7年4月~12月	601	1,602 円× 0.5×9/12 = 601 円 4/1								
	R8年1月~R8年3月	200	1,602 円× 0.5×3/12 = 200 円 11/20								
	4 ポネクタ R7年3月~R8年2月	51,744	10,780 円× 0.4×12ヶ月 = 51,744 円 5/10 ~ 4/10								
	5 写真撮影料 9月、11月、2月定例議会	39,600	13,200 円× 3 定例会分 = 39,600 円 9/17 3/18								
	6 県政通信制作、印刷費	13,780	76,560 円× 18.0% = 13,780 円 12/25								
	同上 郵送料、ラベル等経費	40,407	224,488 円× 18.0% = 40,407 円 12/26								
《合計》*	162,700										

領 収 証 藤井 大輔 様 No.

金額 7224488-

但 統会会計手帳第1号 (5)

2025年12月26日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額 2224488
 消費税額(10%) 222448.8

富山県富山市向新庄町5丁目7番35号
 財務経理支援事業A型
 「久遠チョコレート富山」

200円

收受 令和 8 年 4 月 6 日
 決裁 令和 8 年 4 月 7 日
 処理 令和 8 年 4 月 7 日



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会 様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No: 20250326-C4230379

発行日: 2025年11月20日

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年3月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-03-26 ~ 2025-04-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



ペライチ管理画面

領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No: 20250426-C4259074

発行日: 2025年11月20日

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額(税込)
2025年4月26日 /	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-04-26 ~ 2025-05-25 の契約 /	1	¥1,628 /

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円

領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No : 20250526-C4287100

発行日 : 2025年11月20日

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号 :
T2010001160170

E-mail : hello@peraiichi.com



内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年5月26日 ✓	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-05-26 ~ 2025-06-25 の契約 ✓	1	¥ 1,628 ✓

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



領収書

このページを印刷してご利用ください。

※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会 様

発行No: 20250626-C4315597

発行日: 2025年11月20日

¥ 1,628 -

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年6月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-06-26 ~ 2025-07-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会 様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No: 20250726-C4343697

発行日: 2025年11月20日 ✓

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年7月26日 ✓	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-07-26 ~ 2025-08-25 の契約	1	¥ 1,628 ✓

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会様

発行No: 20250826-C4371520

発行日: 2025年11月20日

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年8月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-08-26 ~ 2025-09-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



領収書

このページを印刷してご利用ください。

※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語るう会様

発行No: 20250926-C4399141

発行日: 2025年11月20日

¥ 1,628 -

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ

適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraiichi.com

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年9月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-09-26 ~ 2025-10-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



ペライチ管理画面

領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会 様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No: 20251026-C4427583

発行日: 2025年11月20日

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



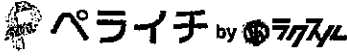
適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraiichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年10月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-10-26 ~ 2025-11-25 の契約	1	¥1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 148円



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語る会 様

¥ 1,628 -

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

発行No: 20251126-C4454211

発行日: 2026年2月28日

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



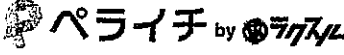
適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額(税込)
2025年11月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-11-26 ~ 2025-12-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 1



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会様

発行No: 20251226-C4479386

発行日: 2026年2月28日

¥ 1,628 -

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

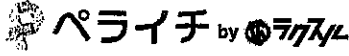
但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2025年12月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2025-12-26 ~ 2026-01-25 の契約	1	¥ 1,628 X

消費税10%対象 1,628円 消費税 1



領収書

このページを印刷してご利用ください。
※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会 様

発行No: 20260126-C4504611

発行日: 2026年2月28日 /

¥ 1,628 -

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

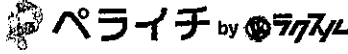
但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額 (税込)
2026年1月26日 /	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2026-01-26 ~ 2026-02-25 の契約 /	1	¥ 1,628 X

消費税10%対象 1,628円 消費税 1



領収書

このページを印刷してご利用ください。

※ご使用の印刷機器によってレイアウトが崩れる場合があります。

藤井大輔と語らう会様

発行No: 20260226-C4529617

発行日: 2026年2月28日

¥ 1,628 -

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目8-10

ステップ六本木 2F

株式会社 ペライチ



適格請求書発行事業者登録番号:
T2010001160170

E-mail: hello@peraichi.com

但し ペライチ有料プラン代として

上記の金額を正に領収しました。

内訳詳細

購入日	商品カテゴリ	商品名	数量	金額(税込)
2026年2月26日	ペライチ有料プラン	ライトプラン - 2026-02-26 ~ 2026-03-25 の契約	1	¥ 1,628

消費税10%対象 1,628円 消費税 1

受領書

RECEIPT

受領日 2025年 10月 24日

XServer

エックスサーバー株式会社

請求情報 No 104082452

登録番号: T 7120001168421

〒530-0011

大阪市北区大深町 4-20

グランフロント大阪 タワー A 32F

[カスタマーサポート] 06-6147-2580

[メール] support@xserver.ne.jp

藤井大輔 様

下記金額を受領いたしました。

税込合計金額
(税率10%)

¥13,200- (消費税 1,200円)

品名	数量	単位	単価(税込)	金額(税込)
サーバー更新/(スタンダード) ご契約期間: 2025年11月1日 - 2026年10月31日 サーバーアカウント: fujiidaisuke 以下余白 2025.11月~2026.3月	12	月	¥1,100	¥13,200
令和7年度 R7年11月~R8年3月分				5ヶ月分
$13,200円 \times \frac{5}{12} = 5,500円$				
令和8年度 R8年4月~R8年10月分				7ヶ月分
$13,200円 \times \frac{7}{12} = 7,700円$				
小計(税込)				¥13,200

備考

- ・カード会社発行の利用明細書や銀行振込の控え(振込明細)およびコンビニで発行される領収書(レシート)が正式な領収証となりますので、当受領書と併せて大切に保管ください。
- ・当受領書は電子文書であり印紙税は非課税となりますので印紙は添付いたしません。(当受領書を印刷した場合も同様です。)

電子受領書
につき
印紙税非課税

受領書

RECEIPT

受領日 2025年 11月 20日

XServer

エックスサーバー株式会社

請求情報 No 104132155

登録番号 : T 7120001168421

〒530-0011

大阪市北区大深町 4-20

グランフロント大阪 タワー A 32F

[カスタマーサポート] 06-6147-2580

[メール] support@xserver.ne.jp

藤井大輔 様

下記金額を受領いたしました。

税込合計金額
(税率10%)

¥1,602- (消費税 145円)

品名	数量	単位	単価(税込)	金額(税込)
ドメイン更新/(com) ご契約期間: 2026年01月17日 - 2027年01月16日 ドメイン名: fujiidaisuke.com	1	年	¥1,602	¥1,602
以下余白 2026年1月-3月 令和7年度 R8年1月~3月分 $1,602円 \times \frac{3}{12} = 400円$				
2026年4月-12月 令和8年度 R8年4月~12月分 $1,602円 \times \frac{9}{12} = 1,202円$				
小計(税込)				¥1,602

備考

- ・カード会社発行の利用明細書や銀行振込の控え(振込明細)およびコンビニで発行される領収書(レシート)が正式な領収証となりますので、当受領書と併せて大切に保管ください。
- ・当受領書は電子文書であり印紙税は非課税となりますので印紙は添付いたしません。(当受領書を印刷した場合も同様です。)

電子受領書
につき
印紙税非課税



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

藤井 大輔

整理番号	1772	事業概要*	ホームページ管理 (ハワイ、サーバ、ドメイン)、ポネクタ、写真		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	・ ホームページの管理、サーバー、利用料、写真撮影料				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考		
	1 ベライチ R6年8月~R7年3月	6,512	1,628 円× 0.5×8ヶ月 = 6,512 円 /		
	2 イックスサーバ R6年8月~R7年3月	4,400	1,100 円× 0.5×8ヶ月 = 4,400 円 /		
	3 ドメイン R7年1月~3月	200	1,602 円× 0.5×3/12 = 200 円 /		
	4 ポネクタ R6年7月~R7年2月	34,496	10,780 円× 0.4×8ヶ月 = 34,496 円 /		
	5 写真撮影料 2月定例議会	13,200	/		
	《合計》*	58,808			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
1. ベライチ 8月~3月分 (8ヶ月分)					
2024/07/26	ベライチ	8月分		1,628円	
2024/08/26	ベライチ	9月分		1,628円	
2024/09/26	ベライチ	10月分		1,628円	
2024/10/26	ベライチ	11月分		1,628円	
2024/11/26	ベライチ	12月分		1,628円	
2024/12/26	ベライチ	1月分		1,628円	
2025/01/26	ベライチ	2月分		1,628円	
2025/02/26	ベライチ	3月分		1,628円	

収受 令和 7年 4月 10日
 決裁 令和 7年 4月 17日
 処理 令和 7年 4月 17日

2. エックスサーバー

(支組目)

24	7/20	エックスサーバー	8月分	1100	%
24	8/20	エックスサーバー	9月分	1100	%
24	9/20	エックスサーバー	10月分	1100	%

R6年11月分～R7年3月分は、次1°-25-掲載の
5ヶ月分 5,500円

3. ドメイン 令和7年1月～3月分 400円 別紙「登録料」

4. ホネクタ 令和6年7月～令和7年2月分 (8ヶ月分) (支組目)

24	7/31	Vconnector	(7月分)	10780	%
24	8/31	Vconnector	(8月分)	10780	%
24	9/30	Vconnector	(9月分)	10780	%

引渡し請求の10月分は後日支払 別添のとおり 1/4

2024/11/30	Vconnector	(11月分)	10,780円	%
------------	------------	--------	---------	---

2024/12/31	Vconnector	(12月分)	10,780円	3/10
------------	------------	--------	---------	------

2025/01/31	Vconnector	(1月分)	10,780円	3/10
------------	------------	-------	---------	------

2025/02/28	Vconnector	(2月分)	10,780円	4/10
------------	------------	-------	---------	------

受領書

RECEIPT

XServer

エックスサーバー株式会社

受領日 2024年 11月 5日

請求情報 No 102478879

登録番号: T 7120001168421

〒530-0011

大阪市北区大深町 4-20

グランフロント大阪 タワー A 32F

[カスタマーサポート] 06-6147-2580

[メール] support@xserver.ne.jp

藤井大輔 様

下記金額を受領いたしました。

税込合計金額
(税率10%)

¥13,200- (消費税 1,200円)

品名	数量	単位	単価 (税込)	金額 (税込)
サーバー更新 / (スタンダード) ご契約期間: 2024年11月1日 - 2025年10月31日 サーバーアカウント: fujiiidatsuke	12	月	¥1,100	¥13,200
以下余白				11月分 1/10 12月分 1/10 1月分 2/10 2月分 3/10 3月分 3/10
令和6年度 (R6年11月 ~ R7年3月分)				
	$13,200 \times \frac{5}{12} = 5,500$		--- 2	
令和7年度 (R7年4月 ~ R7年10月分)				
	$13,200 \times \frac{7}{12} = 7,700$			
小計 (税込)				¥13,200

備考

- ・カード会社発行の利用明細書や銀行振込の控え (振込明細) おまびコンビニで発行される領収書 (レシート) が正式な領収証となりますので、当受領書と併せて大切に保管ください。
- ・当受領書は電子文書であり印紙税は非課税となりますので印紙は添付いたしません。(当受領書を印刷した場合も同様です。)

電子受領書
につき
印紙税非課税

受領書

RECEIPT

受領日 2024年 11月 20日

XServer

エックスサーバー株式会社

請求情報 No 102510020

登録番号: T 7120001168421

〒530-0011
大阪市北区大深町 4-20
グランフロント大阪 タワー A 32F

[カスタマーサポート] 06-6147-2580
[メール] support@xserver.ne.jp

藤井大輔 様

下記金額を受領いたしました。

税込合計金額
(税率10%)

¥1,602- (消費税 145円)

品名	数量	単位	単価(税込)	金額(税込)
ドメイン更新/(com) ご契約期間: 2025年01月17日 - 2026年01月16日 ドメイン名: fujiidaisuke.com	1	年	¥1,602	¥1,602
以下余白				
令和6年度 25年1月~3月分	3	月		
$1,602円 \times \frac{3}{12} = 400円$				
令和7年度 25年4月~12月	9	月		
$1,602円 \times \frac{9}{12} = 1,202円$				
小計(税込)				¥1,602

備考

- ・カード会社発行の利用明細書や銀行振込の控え(振込明細)およびコンビニで発行される領収書(レシート)が正式な領収証となりますので、当受領書と併せて大切に保管ください。
- ・当受領書は電子文書であり印紙税は非課税となりますので印紙は添付いたしません。(当受領書を印刷した場合も同様です。)

電子受領書
につき
印紙税非課税...

ボネクター 利用料 (2025年3月分 - 2026年2月分)

2025/03/31	Vonnector	10,780円	1回払	5/10
2025/04/30	Vonnector	10,780円	1回払	6/10
2025/05/31	Vonnector	10,780円	1回払	7/10
	カード変更のため別領収書有り.			8/10
2025/07/31	Vonnector	10,780円	1回払	9/10
2025/08/31	Vonnector	10,780円	1回払	10/10
2025/09/30	Vonnector	10,780円	1回払	11/10
2025/10/31	Vonnector	10,780円	1回払	12/10
2025/11/30	Vonnector	10,780円	1回払	1/10
2025/12/31	Vonnector	10,780円	1回払	2/10
2026/01/31	Vonnector	10,780円	1回払	3/10
2026/02/28	Vonnector	10,780円	1回払	4/10

請求書

藤井大輔 様

ichini

イチニ株式会社
登録番号:T1010001169130

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1丁目11-11
グリーンファンタジアビル7階
TEL: 03-6830-1400
FAX: 03-6774-7335



請求書番号: 2025076893
請求日: 2025/07/08
お支払期限: 2025/07/22

件名: ポネクタ利用料(2025年6月)

ご請求金額 10,780 円

品目	単価	数量	単位	価格
ポネクタ政治活動 都道府県議会プラン	9,800	1	ヶ月	9,800
小計				9,800
消費税額合計				980
合計				10,780

税率別内訳	税抜金額	消費税額	税込金額
10%	9,800	980	10,780

振込先

イチニ株式会社
城南信用金庫 青山支店(026)
普通預金 0441756

備考

誠に恐れ入りますが振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0060294	07-08-04	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			

紙幣枚数	硬貨枚数
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円	

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
14:33	¥660円	¥10,780円

おつり	お取引後の残高
	円*****円

手数料のうち振込手数料 ¥660

000046

城南信用金庫
青山支店
普通 0441756
イチニ.カ 様

ワライ タ イ ス ケ 様

電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

お願い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A T M 振込の履歴はご利用控えを持参ください。

形2015042 / 2024.12 108 X 500 CR

請求明細書

富山県議会議員

2025年09月21日

締切分 No.

00001229

藤井大輔 様

PAGE 1 / 1

930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フォトニクス 横井

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

北陸銀行 越前町支店

普通 4164400 フォトニクス 横井弘幸

登録番号 T6810024027790

お客様コード

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	源泉徴収税額	今回御請求額
	0	0	13,200	1,200		13,200

日付/伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
2025/09/19 00001227	1402 本会議一般質問撮影	1	件	12,000	12,000
	令和7年9月定例会				
	外消費税				1,200
	小計				13,200
	【合計 課税10.0% 税込額】				13,200
	【合計 課税10.0% 内消費税額】				1,200

領収証

No. 00001238

2025年9月29日

藤井大輔 様

金額

¥13,200-

内

消費税等

¥1,200-

但 令和7年9月定例会 本会議一般質問撮影代

上記正に領収いたしました

現金

930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フォトニクス

横井 弘幸

登録番号T6810024027790

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

保



R7-9_036

R7-9_037

R7-9_038

R7-9_039

R7-9_040



R7-9_041

R7-9_042

R7-9_043

R7-9_044

R7-9_045



R7-9_046

R7-9_047

R7-9_048

R7-9_049

R7-9_050



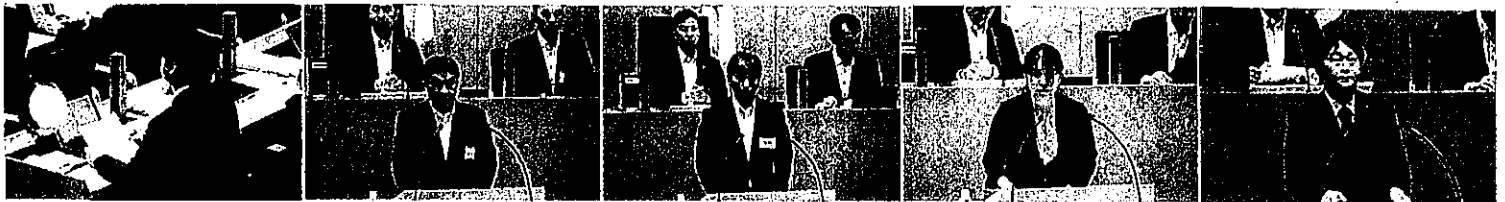
R7-9_051

R7-9_052

R7-9_053

R7-9_054

R7-9_055



R7-9_056

R7-9_057

R7-9_058

R7-9_059

R7-9_060



R7-9_061

R7-9_062

R7-9_063

R7-9_064

R7-9_065



R7-9_066

R7-9_067

R7-9_068

R7-9_069

R7-9_070

請求明細書

富山県議会議員

2025年12月06日

締切分 No.

00001286

藤井大輔 様

PAGE 1 / 1

930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フォトニクス

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

北陸銀行 越前町支店

普通 4164400 フォトニクス 横井弘幸

登録番号 T6810024027790

お客様コード

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	源泉徴収税額	今回御請求額
	0	0	13,200	1,200		13,200

日付/伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
2025/12/04 00001283	1402 本会議一般質問撮影	1	件	12,000	12,000
	令和7年11月定例会				
	外消費税				1,200
	小計				13,200
	【合計 課税10.0% 税込額】				13,200
	【合計 課税10.0% 内消費税額】				1,200

領収証

No. 00001295

2025年12月12日

藤井大輔 様

金額

¥13,200-

内

消費税等

¥1,200-

但 令和7年11月定例会 本会議一般質問撮影代

上記正に領収いたしました

現金			

930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フォトニクス

横井 弘幸

登録番号T6810024027790

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

係



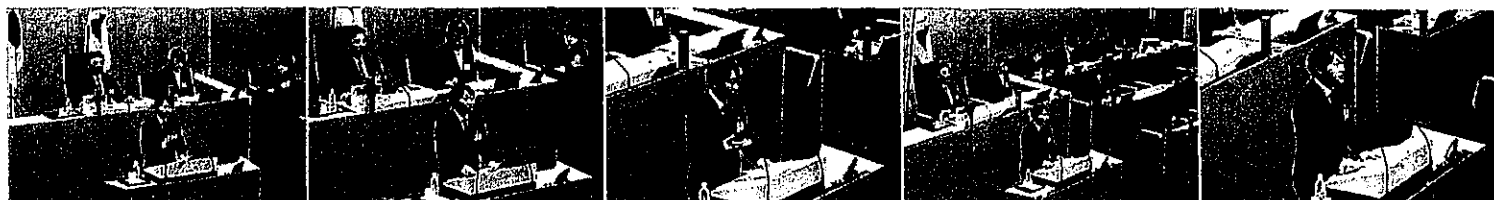
R7-11_036

R7-11_037

R7-11_038

R7-11_039

R7-11_040



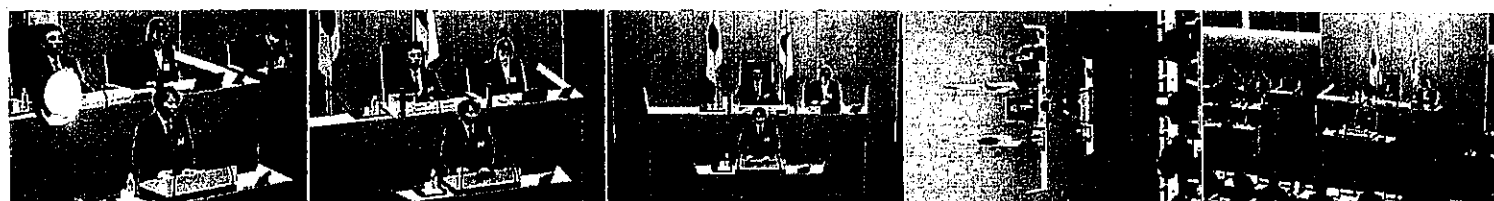
R7-11_041

R7-11_042

R7-11_043

R7-11_044

R7-11_045



R7-11_046

R7-11_047

R7-11_048

R7-11_049

R7-11_050



R7-11_051

R7-11_052

R7-11_053

R7-11_054

R7-11_055



R7-11_056

R7-11_057

R7-11_058

R7-11_059

R7-11_060



R7-11_061

R7-11_062

R7-11_063

R7-11_064

R7-11_065



R7-11_066

R7-11_067

R7-11_068

R7-11_069

R7-11_070

1908-03-18*

*13,200 | フォトニクス (2月定例)

③



R8-02_001

R8-02_002

R8-02_003

R8-02_004

R8-02_005



R8-02_006

R8-02_007

R8-02_008

R8-02_009

R8-02_010



R8-02_011

R8-02_012

R8-02_013

R8-02_014

R8-02_015



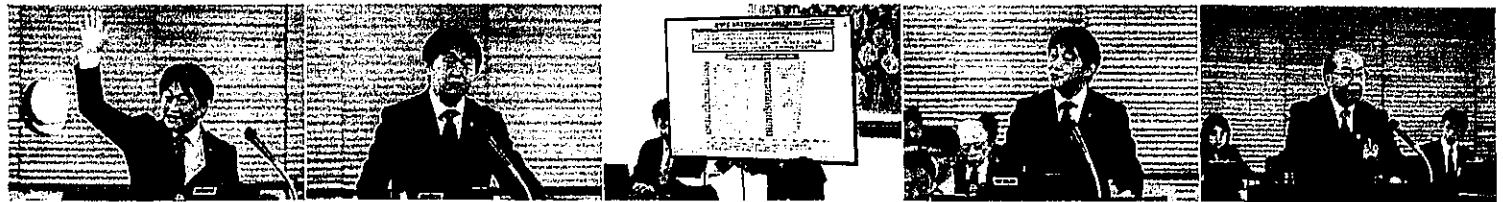
R8-02_016

R8-02_017

R8-02_018

R8-02_019

R8-02_020



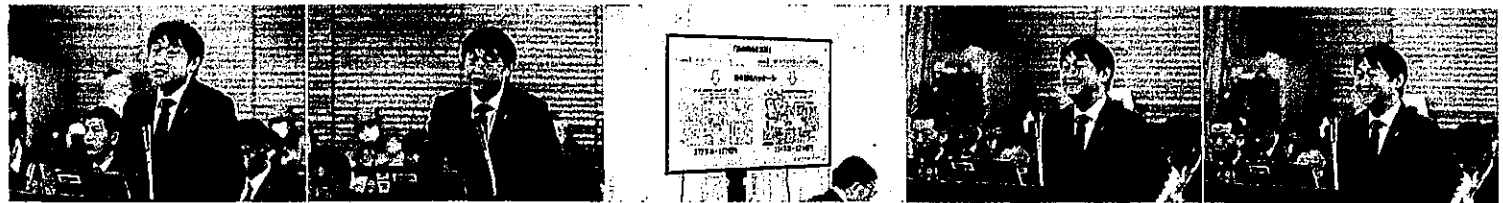
R8-02_021

R8-02_022

R8-02_023

R8-02_024

R8-02_025



R8-02_026

R8-02_027

R8-02_028

R8-02_029

R8-02_030



R8-02_031

R8-02_032

R8-02_033

R8-02_034

R8-02_035

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

伝票No. 219

2025年12月19日

930-0916
富山市向新庄町5-7-35

藤井だいすけと語らう会

いおさぎ印刷株式会社

代表取締役 藤井 大輔
〒930-0916 富山市向新庄町5-7-35
TEL 076-436-7000
FAX 076-436-7034

登録番号 T8-2300-0100-0191

御中

担当者: [REDACTED]

毎度ありがとうございます。下記の通り請求いたしますので御査収下さい。

コード・商品名	数量	単位	単価	金額	備考
0010 往復はがき 私製 宛名なし 4色/1色	2,400	枚	29.00	69,600	
10%課税対象額				69,600 (消費税10%合計)	
摘要: 藤井様				6,960	
			合計	76,560	

振込先 富山第一銀行呉羽支店①000121 北陸銀行呉羽支店②2510000 なのはな農業協同組合 本店③1027403

領収証

No. R6000757

藤井大輔様

金額 ￥76,560- (4)

2025年12月25日 上記正に領収いたしました

いおさぎ印刷株式会社

代表取締役 五百崎 平
富山市向新庄町5-7-35
電話 (076) 436-7000
登録番号 T8-2300-0100-0191

取扱者 [REDACTED]

現金
小切手
約束手形

200円

藤井だいすけと語らう会
藤井 大輔

御請求書

様

2025 年 12 月 24 日締切分

就労継続支援事業A型・B型

「久遠チョコレート富山」

T930-0916

富山市向新庄町5丁目7-35

登録番号 T7230001006116

下記の通りご請求申し上げます。

よろしくお願い致します。

ご請求金額	¥224,488
-------	----------

項目	内容	日付	数量	単価	金額	備考
印刷	宛名ラベル印刷		88	3	264	
作業	はがき折り曲げ・ラベルシール貼付	12/20・ 22・23	2,367	3	7,101	
	発送業務	12/24	一式		10,000	
材料						
	切手代	12/24	2,367	85	201,195	※非課税
	E-77 宛名ラベル	12/3 購入	1	4191	4,191	※非課税
小計					222,751	
消費税 (10%)					1,737	
合計					224,488	

振込先

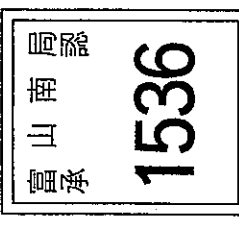
北陸銀行 新庄支店 普通 5107620 カ) アポケアトヤマ

振込手数料は、ご負担下さいますようお願い致します。

郵便往復はがき(返封)

9 3 9 8 7 9 0

料金受取人払郵便



差出有効期間
2026年2月10日まで
(切手不要)

富山県議会議員 藤井大輔後援会 (藤井大いすけと語らう会)

事務局 島谷達雄 行



県政に関するご意見・ご要望等、またメッセージなどありましたら
ご自由にご記入ください

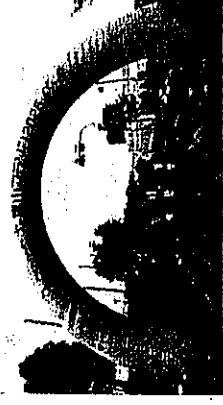
藤井大いすけ 県政通信 特別号

地域の皆さんの声を
県政に届け、
もつと希望と機会に
あふれる富山にします!

発行者：自由民主党富山県議会議員会 発行日：2026年1月

1 県議会厚生環境委員長としての活動

医療福祉介護や環境文化スポーツ振興を所管する厚生環境委員長に任命され、戦後80年記念事業・戦災資料保全展示や医療的ケア児の支援・高齢福祉のDX化に努めました。また、富山マラソン・芸術文化祭の開催、登山道維持や環境保全のシンポジウムに出席しました。



2 高校生や大学生向けの出前授業を実施

若者の政治参加を高めるため、2025年は高校6校と大学1校・計800人の学生と一緒に民主主義を楽しく学ぶ出前授業を実施。県議と学生が同じ目線に立って「みんなのお金の使い途をみんなで決める」「富山県の未来に必要な政策を考える」をテーマに議論を行い、議会質問にも活かしました。



3 自民党富山市連合支部の支部長に就任

9月に自民党富山市連合支部の支部長を拝命し、自民党への信頼回復のため、いま必要なことは何かを考え行動してきました。まだまだ支部長として経験値が不足していますが、富山県・富山市の未来のために最善の選択ができるよう、引き続き全力を尽くします。



自民党富山市支部長に藤井大いすけ
後援会長 島谷達雄氏

※北日本新聞9月8日朝刊より

郵便往復はがき (往信)

料金別納
郵便

藤井だいきけと語らう会

令和8年総会・懇親会(2月23日(月・祝))

会場：オークスカナルパークホテル富山

総会 (16:00~) ご出席 欠席

懇親会 (17:00~) ご出席 欠席

(○で囲んでください)

ふりがな	
お名前	
ご住所	(〒 -)
お電話	
E-mail	

*ご家族・ご友人と一緒に参加される方はお名前をご記入ください

*1月26日(月)までにご返信くださいますようお願いいたします。

ベギリトリン

「藤井だいきけと語らう会 令和8年総会・懇親会」

日時：令和8年2月23日(月・祝) 16:00~(17:00~懇親会)

※受付 15:30~

場所：オークスカナルパークホテル富山 (富山市牛島町11-1)

会費：7000円

内容：令和7年度事業報告及び決算報告、
令和8年度事業計画(案)及び予算(案)他

※ 出欠につきましては1月26日(月)までに、返信ハガキ又はお電話にてご連絡ください
問合せ先 後援会事務局(島谷) 電話：076-471-7119

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1935	事業概要*	新聞購読費: 2026年1月~2026年3月		
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	・各種新聞の購読料、電子版利用料				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞朝刊 2026年1月~2026年3月	12,000	/	4,000 × 3ヶ月 = 12,000 円	3/10 3/10 4/10
	しんぶん赤旗 2026年1月~2026年3月	2,970	/	990 × 3ヶ月 = 2,970 円	3/10 3/10 4/10
	公明新聞電子版 2026年1月~2026年3月	4,581	/	1,527 × 3ヶ月 = 4,581 円	3/10 3/10 4/10
	東京新聞電子版 2026年1月~2026年3月	10,350	/	3,450 × 3ヶ月 = 10,350 円	3/10 3/10 4/10
	《合計》*	29,901			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2026/01/09	北日本新聞販売	8,000円	1回払
2026/02/09	北日本新聞販売	4,000円	1回払
2026/03/09	北日本新聞販売	4,000円	1回払

藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗 領収書

2026年1月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
Tel.076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822



受 令和8年4月6日
裁 令和8年4月7日
理 令和8年4月7日

藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026年 2月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
2/26



藤井 大輔 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026年 3月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
〒930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山地区委員会
TEL076-441-3001

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

3/26



2026/01/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払
2026/02/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払
2026/03/01	公明新聞電子版	1,527円	1回払

2026/01/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
------------	----------	--------	-----

2026/02/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
------------	----------	--------	-----

2026/03/01	東京新聞デジタル	3,450円	1回払
------------	----------	--------	-----

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1936	事業概要*	車のリース料	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容				
上記 事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考	
	車リース料 1月-3月	121,491	80,995 × 0.5 × 3 = 121,491 円 1/27 2/27 3/27	
	(合 計)*	121,491		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を差し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
26--1-27ｼﾞｯｸｽ		80,995		
26--2-27ｼﾞｯｸｽ		80,995		
26--3-27ｼﾞｯｸｽ		80,995		

收受 令和 8 年 4 月 6 日
 決裁 令和 8 年 4 月 7 日
 処理 令和 8 年 4 月 7 日

政務活動費対象事業実績報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井 大輔

整理番号	1937	事業概要*	事務員人件費 1月-3月分		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	・ 事務員 ████████ 氏				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	事務員 人件費 1-3月	165,000	110,000 × 0.5 × 3 = 165,000 円		
	《合 計》*	165,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 8 年 4 月 6 日

決裁 令和 8 年 4 月 7 日

処理 令和 8 年 4 月 7 日

勤 務 実 績 表

令和 8 年 1 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	木	~			0:00	16	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
2	金	~			0:00	17	土	~			0:00
3	土	~			0:00	18	日	~			0:00
4	日	~			0:00	19	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
5	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	20	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
6	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	21	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
7	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	22	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
8	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	23	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
9	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	24	土	~			0:00
10	土	~			0:00	25	日	~			0:00
11	日	~			0:00	26	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
12	月	~			0:00	27	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
13	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	28	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
14	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	29	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
15	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	30	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
		~				31	土	~			
		小 計			40:00			小 計			55:00
											95:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和8年1月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和8年1月30日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 8 年 2 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	日	~			0:00	16	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
2	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	17	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
3	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	18	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
4	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	19	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
5	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	20	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
6	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	21	土	~			0:00
7	土	~			0:00	22	日	~			0:00
8	日	~			0:00	23	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
9	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	24	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
10	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	25	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
11	水	~			0:00	26	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
12	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	27	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
13	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	28	土	~			0:00
14	土	~			0:00			~			
15	日	~			0:00			~			
		~						~			
		小 計			45:00			小 計			50:00
											95:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和8年2月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和8年2月27日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

勤 務 実 績 表

令和 8 年 3 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間	日	曜日	始業	終業	休憩 (分)	実労働時間
1	日	~			0:00	16	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
2	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	17	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
3	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	18	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
4	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	19	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00
5	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	20	金	~			0:00
6	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	21	土	~			0:00
7	土	~			0:00	22	日	~			0:00
8	日	~			0:00	23	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
9	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00	24	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
10	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00	25	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00
11	水	10:00 ~ 16:00		60	5:00	26	木	~			0:00
12	木	10:00 ~ 16:00		60	5:00	27	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00
13	金	10:00 ~ 16:00		60	5:00	28	土	~			0:00
14	土	~			0:00	29	日	~			0:00
15	日	~			0:00	30	月	10:00 ~ 16:00		60	5:00
		~				31	火	10:00 ~ 16:00		60	5:00
		小 計			50:00			小 計			50:00
											100:00

支給額 110,000 円

負担割合

50.0% 55,000

50.0% 55,000

領 収 書

藤井だいすけと語らう会 様

令和8年3月分給与として

¥ 106,100

(内訳 給与110,000円、源泉所得税▲3,900円)

令和8年3月31日

上記金額を受け取りました。

住所 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 藤井大輔

整理番号	311		使途項目*	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和7年5月21日	から	活動の概要*	遼寧ファン倶楽部 遼寧省訪問	
	令和7年5月24日	まで			
場所	(内容) 別紙報告書 全体報告書(藤井議員作成)			参加者 宮本光明 山本徹 山崎宗良 藤井大輔 大井陽司 尾山謙二郎 遼寧ファン倶楽部会員 (7名)	
			金額*		
① 航空機			85,950	⑥ 食事代(昼食1回 夕食2回)	5,500
② 宿泊料(3泊3朝食)			49,500	⑦ 送迎バス(セントレア→富山)	26,100
③ 海外鉄道			11,000	⑧ レンタル料	5,540
自家用車 @37 × km =					
リース車 @18 × km =					
④ 海外現地手配料			10,000		
⑤ 海外交通機関			35,000	計	228,590

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

228,590 (政務活動費対象)

18,240 (個人負担)

246,830

領 収 証

No. 31718

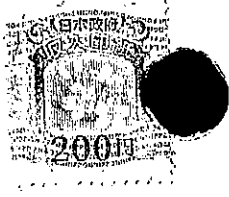
富山県議会議員 藤井大輔 殿

2025年 7 月 / 日

¥ 246,830 - (税込)

但し 遼寧ファン倶楽部 訪問団費用

上記の金額正に領収致しました



本社 富山南奥田親町(ボルフアートとやま)
 TEL 076-244-2600 FAX(076)431-2735
 ファボーレ店 南砺支店 アルプラザ小杉店
 名古屋支店 金沢営業所



收受 令和 年 月 日
 決裁 令和 年 月 日
 処理 令和7年7月 / 日

遼寧ファン倶楽部 遼寧省訪問

月 日 令和7年5月21日(水)～24日(土)

参加者 宮本光明 山本徹 山崎宗良 藤井大輔 大井陽司 尾山謙二郎

項 目	内 容	金 額	政務活動費		個人負担
航空券	海外航空券代 富山-大連-名古屋	(60,000)	(60,000)		
	現地空港税	(1,790)	(1,790)		
	燃油サーチャージ	(22,000)	(22,000)		
	国際観光旅客税	(1,000)	(1,000)		
	航空保険料	(1,160)	(1,160)		
	小計	85,950	85,950	①	
宿泊代	5/21 瀋陽スイスホテル	(18,000)	(16,500)		(1,500)
	5/22 大連フラマホテル	(18,000)	(16,500)		(1,500)
	5/23 大連フラマホテル	(18,000)	(16,500)		(1,500)
	小計	54,000	49,500	②	4,500
海外鉄道	大連～瀋陽 往復	11,000	11,000	③	
海外現地手配料	富麗華国際旅行社	10,000	10,000	④	
海外交通機関	専用バス代	35,000	35,000	⑤	
食事代	5/22 夕食	(5,000)	(2,000)		(3,000)
	5/23 昼食	(2,500)	(1,500)		(1,000)
	5/23 夕食	(6,000)	(2,000)		(4,000)
	小計	13,500	5,500	⑥	8,000
送迎バス代	セントレア→富山	26,100	26,100	⑦	
待合室使用料	富山空港出発式	200			200
レンタル代金	Wi-Fi通信機器	11,080	5,540	⑧	5,540
		246,830	228,590		18,240
			246,830		

【宿泊費上限】 1泊 15,500円(中国)

【食事代】 朝食 1,000円 昼食 1,500円 夕食 2,000円

県の旅費規程より

政務活動費の手引きより

観光庁長官登録旅行業 第818号
（株）ニュージャパントラベル
本社
登録番号：T523000160239710
〒930-0857 富山県富山市奥田新町8番1号
ポルファートとやま

藤井 大輔 様
TEL :076-451-1785

TEL:076-441-2000 FAX:076-431-2735

請求書

この度は弊社をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。
つきましては、下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い致します。

			金額
<input type="checkbox"/> 出発日	2025年05月21日 (水) 4日間	(A00001)	
<input type="checkbox"/> ツアー名	遼寧ファン倶楽部 遼寧省訪問団		
<input type="checkbox"/> 明細			
海外航空券代			
富山ー大連一名古屋	(¥60,000 X 1)		¥60,000
現地空港税	(¥1,790 X 1)		¥1,790
燃油サーチャージ	(¥22,000 X 1)		¥22,000
国際観光旅客税	(¥1,000 X 1)		¥1,000
航空保険料	(¥1,160 X 1)		¥1,160
海外宿泊代			
瀋陽スイスホテル 1泊 朝食付	(¥18,000 X 1)		¥18,000
大連ワマホテル 2泊 朝食付	(¥36,000 X 1)		¥36,000
海外鉄道			
大連～瀋陽 往復	(¥11,000 X 1)		¥11,000
海外現地手配料			
富麗華国際旅行社	(¥10,000 X 1)		¥10,000
海外交通機関			
現地バス	(¥35,000 X 1)		¥35,000
食事代			
5/22夕5,000 5/23昼2,500 5/23夕6,000	(¥13,500 X 1)		¥13,500
送迎バス代			
セントア→富山	(¥26,100 X 1)		¥26,100
有料待合室使用料			
富山空港出発式	(¥200 X 1)		¥200
レンタル代金			
Wi-Fi通信機器	(¥11,080 X 1)		¥11,080
		[ご入金明細]	
		計	¥0
	【金額合計】	【内消費税額合計】	
	¥246,830	¥3,398	
	消費税10%対象	¥37,380	(内消費税) ¥3,398
	消費税対象外	¥209,450	

お支払いは弊社下記銀行口座へ
月 日 までにお振込願います。

ご請求額	¥246,830
ご入金額	¥0
今回ご請求額	¥246,830
担当者	

振込先：北陸銀行 奥田支店 当座：4038850
口座名：（株）ニュージャパントラベル

尚、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

県外・海外政務活動報告書

令和 7 年 6 月 16 日

会 派

自由民主党富山県議会議員会

整理番号

311

宮本光明・山本徹・山崎宗良・藤井大輔・尾山謙二郎・大井陽司

活 動 名 称	富山県遼寧ファン倶楽部所属議員による 遼寧省政府幹部や富山ファン倶楽部会員との交流・意見交換
目 的	①富山ファン倶楽部定時総会及び交流会出席 ②遼寧省政府機関への訪問・交流
日 程	令和 7 年 5 月 21 日 (水) ~ 令和 7 年 5 月 24 日 (土)
場 所 〔 国名・都市名、 施設名、訪問先等 〕	中国 遼寧省(瀋陽・大連) 瀋陽: ①富山ファン倶楽部定期総会場、遼寧省外事弁公室、在瀋陽日本総領事館 大連: ①大連市政府(副市長、外事弁公室、文化旅遊局) ②中国南方航空
相 手 方 等 〔 主催者、対応者、 参加者、同行者等 〕	【富山ファン倶楽部定期総会・交流会】 ①主催者: 富山ファン倶楽部 ②対応者: 富山ファン倶楽部役員&会員 約80名 ③同行者: 遼寧ファン倶楽部訪問団 【遼寧省政府機関への訪問】 ①主催者: 瀋陽市政府 & 大連市政府 ②大連市副市長 ③同行者: 遼寧ファン倶楽部訪問団
行程・活動内容 行程・活動内容 別紙参照	

※日帰りの政務活動を含む。

富山県遼寧ファン倶楽部所属議員による
遼寧省政府幹部や富山ファン倶楽部会員との
交流・意見交換に係る

全体報告書 作成 藤井大輔

視察期間： 2025 年 5 月 21 日(水)～24日(土)

1. 参加者(敬称略・順不同)

	名前	所属		名前	所属
1	宮本 光明	県議/世話人・代表	2	山本 徹	県議/世話人・副代表
3	山崎 宗良	県議/会員	4	藤井 大輔	県議/会員
5	大井 陽司	県議/会員	6	尾山 謙二郎	県議/会員

2. 事務局

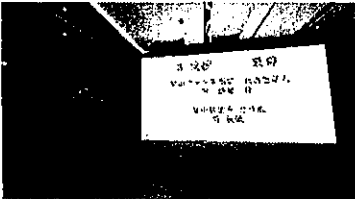
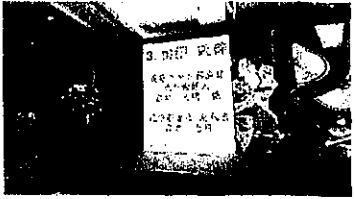


	名前	所属		名前	所属
1	谷井 進	世話人・事務局長	2	古沢 正樹	世話人・事務局次長

3. 全体スケジュール

場所	日時	内容
富山から大連経由 で瀋陽へ	5/21(水)	<p>12:00 富山空港→13:40 大連空港 (中国南方航空 614 便)</p> <p>15:40 大連北駅→17:22 瀋陽駅(高速鉄道 G725 にて瀋陽へ)</p> <p>18:45 スイスホテル瀋陽到着 (瀋陽駅から専用バスにて移動)</p> <p>18:45-20:45 富山ファン倶楽部定時総会・交流会@スイスホテルバンケットルーム</p>
瀋陽から大連へ	5/22(木)	<p>【集合】 8:50 スイスホテル瀋陽出発</p> <p>9:00-9:40 在瀋陽日本国総領事館 表敬訪問</p> <p>12:00-15:00 遼寧省外事弁公室 表敬訪問・昼食会</p> <p>16:35-18:54 瀋陽駅→大連駅 (高速鉄道 G8058 にて大連へ)</p> <p>19:30~21:00 天天漁港にて訪問団夕食会</p> <p>21:20 フラマホテル大連到着</p>
大連	5/23(金)	<p>【集合】 8:30 フラマホテル大連出発 (宮本県議・山本県議)</p> <p>09:00-16:00 大連市政府機関等との合同懇談会 大連市政府 ※大連市副市長出席 大連市外事弁公室、大連市口岸公室 大連市文化旅遊局、中国南方航空大連分公 商業施設(日本企業関連) 視察 (山崎県議・藤井県議・大井県議・尾山県議)</p> <p>09:00-16:00 旅順文化・歴史遺産 視察 (合流)</p> <p>19:00-21:00 瀋陽総領事館大連領事事務所・富山県大連事務所、遼寧ファン倶楽部 合同懇親会 喜鼎海胆餃子にて</p> <p>21:30 フラマホテル大連到着</p>

大連から名古屋 経由で富山へ	5/24(土)	<p>[集合] 07:15 フラマホテル大連出発</p> <p>09:30-13:00 大連空港→中部国際空港 (中国南方航空 619 便)</p> <p>13:30-18:00 中部国際空港→富山空港 (東海北陸自動車道で富山空港へ移動)</p> <p>18:00 解散</p>
-------------------	---------	--

4. 各訪問先の記録

日	場所	内容
5/21(水)	移動日(富山～ 大連～瀋陽) 瀋陽	<p>12:00 富山空港→13:40 大連空港 (中国南方航空 614 便)</p> <p>15:40 大連北駅→17:22 瀋陽駅(高速鉄道 G725 にて瀋陽へ)</p> <p>18:45 スイスホテル瀋陽到着 (瀋陽駅から専用バスにて移動)</p> <p>18:45-20:45 富山ファン倶楽部定時総会・交流会@スイスホテルバンケットルーム</p> <p><富山ファン倶楽部定時総会 出席者:訪問団参加者(全員) 富山ファン倶楽部(陳会長ほか 約 40 名) 来賓挨拶:遼寧ファン倶楽部 宮本代表世話人 濱田 瀋陽総領事 趙 省外事弁公室副主任 主な内容 ・役員改選 全員留任 ・乾杯 山本 遼寧ファン倶楽部副代表世話人 ・団員複数名も会場で中国語の歌を披露 ・抽選会 団員は全員何かの賞品(景品)のプレゼンターになり登壇・写真撮影</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>
5/22(木)	瀋陽	<p>9:00-9:40 在瀋陽日本国総領事館 表敬訪問</p> <p>12:00-15:00 遼寧省外事弁公室 表敬訪問・昼食会</p> <p>16:35-18:54 瀋陽駅→大連駅 (高速鉄道 G8058 にて大連へ)</p> <p>19:30～21:00 天天漁港にて訪問団夕食会</p> <p><在瀋陽日本国総領事館 表敬訪問></p>

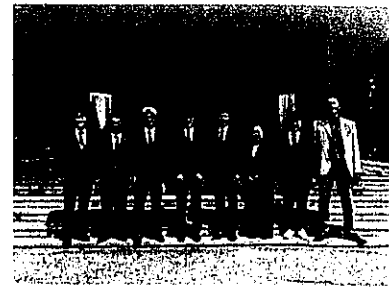
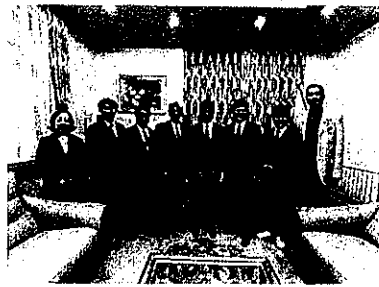
濱田領事館から中国(瀋陽)と日本の関係性について講義いただく。

<氷雪経済について>

- ・2024年11月中国国務院はウィンタースポーツの活性化を通じて、氷雪経済の規模を2030年までに1.5兆元とする目標を示した。2024年12月、中国国家発展改革委員会(発改委)も中国東北地域の氷雪経済の質の高い発展を推進する実施案を発表
- ・遼寧省も中国政府に呼応する形で、「遼寧国際氷雪経済協力商談会」や「2024冬遊遼寧活動開始式」が開催され、省内14市がPR競争を行っている

<その他の中国情勢>

- ・2025年は「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争 勝利80周年」。記念ロゴを作成し、大衆的テーマの宣伝教育活動等に使用される。映画「七三一」の公開など

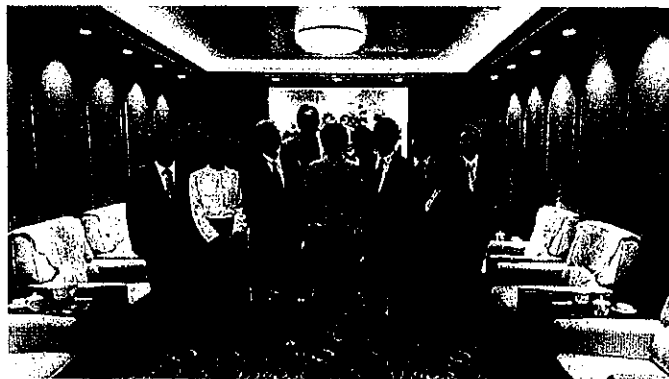


<遼寧省外事弁公室 表敬訪問・昼食会>

出席者:訪問団のうち議員団全員

羅麗 遼寧省政府外事弁公室主任/宋依陽 遼寧省政府外事弁公室アジア処4級調査研究員/李経緯 遼寧省政府外事弁公室アジア処4級主任科員

昨年の遼寧省と富山県の友好県省締結40周年記念の交流事業をきっかけに、両県の友好の絆が深まったこと、2025年10月に日中友好富山県地方議員連盟の訪中が決まっており、さらなる交流を深めていくことを羅麗遼寧省政府外事弁公室主任と確認を行った。



瀋陽から大連

		<p><瀋陽から大連へ高速鉄道で移動→訪問団夕食会></p> <p>出席者:訪問団員全員</p> <p>宮本世話人代表から、富山ファン倶楽部や遼寧省外事弁公室との交流会が盛会に終わられたことへの謝意と、翌日からの大連での友好交流に向けての決意表明があった</p>
<p>5/23(金)</p>	<p>大連</p>	<p>(宮本県議・山本県議)</p> <p>09:00-16:00 大連市政府機関等との合同懇談会</p> <p>大連市政府 ※大連市副市長出席</p> <p>大連市外事弁公室、大連市口岸公室</p> <p>大連市文化旅遊局、中国南方航空大連分公</p> <p>商業施設(日本企業関連) 視察</p> <p><大連市政府機関等との合同懇談会></p> <p>日時:2025年5月23日(金)12:00~13:20</p> <p>(2) 場所:大連市プラマホテル</p> <p>(3) 出席者:</p> <p>【中国側出席者】</p> <p>① 成英俊 (大連市外事弁公室主任)</p> <p>② 景詩博 (市外事弁公室アジア処長)</p> <p>③ 王思源 (市外衣弁公室 通訳)</p> <p>【日本側出席者】</p> <p>① 宮本光明 (遼寧ファン倶楽部代表世話人、県議)</p> <p>② 山本徹 (遼寧ファン倶楽部副代表世話人、県議)</p> <p>③ 本郷優子 (遼寧ファン倶楽部世話人、県国際課長)</p> <p>④ 松田隆 (遼寧ファン倶楽部世話人、富山県旅行業協会副会長)</p> <p>⑤ 孫肖 (遼寧ファン倶楽部アドバイザー、通訳)</p> <p>⑥ 川村祥生 (県大連事務所長)</p> <p>⑦ 劉娜 (県大連事務所)</p> <p>(4)主な内容</p> <p>・(昼食後の副市長との面談が控えていたため)成主任より県側に対し、大連便の継続に関連して、双方の搭乗率をはじめ、富山-大連便を利用して他の地域に乗り継ぎする割合、双方における旅行商品造成や観光地 PR に向けた取組みなどを次々に確認。</p> <p>・その上で、民間企業(である航空会社)の決定については市側も口出しできないが、交流の拡大には大連便が継続していることが重要であり、再開・継続を希望されるのであれば、各種データを元に、その必要性や効果を訴えかける形を取る方がよいとのアドバイスを受ける。</p> <p><李丹大連市副市長会見></p> <p>(1) 日時:2025年5月23日(金)14:00~14:40</p>

(2) 場所:大連市政府庁舎3F会議室

(3) 出席者:

【中国側出席者】

①李丹 大連市副市長(財政・金融担当副市長)

※当初、冷雪峰副市長(外事弁公室・文化旅游局担当、昨年の県・遼寧省友好訪問団で知事対応)と面会予定であったが、前日夜に会見者が急遽変更となったもの。

②成英俊 (市外事弁公室主任)

③王文勇 (市文化旅游局副局長)

④孫忠 (市交通運輸局港灣水運処長)

⑤弥安 (南方航空大連分公司共産党委員会書記)

⑥原振宇 (南方航空大連分公司市場マーケティング部書記・經理)

⑦孫立娣 (大連市人民政府外事弁公室亞細亞処副処長(通訳))

【日本側出席者】

①宮本光明 (遼寧ファン俱樂部代表世話人、県議)

②山本徹 (遼寧ファン俱樂部副代表世話人、県議)

③本郷優子 (遼寧ファン俱樂部世話人、県国際課長)

④松田隆 (遼寧ファン俱樂部世話人、富山県旅行業協会副会長)

⑤孫肖 (遼寧ファン俱樂部アドバイザー(通訳))

⑥川村祥生 (県大連事務所長)

⑦劉娜 (県大連事務所(通訳))

(4) 内容

●李丹大連市副市長

・昨年5月に続き、今回の宮本光明先生をはじめとする遼寧ファン俱樂部代表団の大連市への訪問を心から歓迎。昨年の遼寧省との友好交流 40 周年、そして昨年5月の新田知事の来連等をきっかけに、富山県との今後の友好交流を強化したい。

・大連市は、昨年、年間 GDP が 9500 億元を突破、今年目標としては東北三省(黒龍江省・吉林省・遼寧省)の都市としては初となる年間 GDP1 兆元の突破を目指している。今年第1四半期の GDP は 2880 億元を超え、前年比 6.2%増となっている。また大連の日系企業は 5000 社以上で 2000 億米ドルの投資実績があり、損保ジャパンやオリックスなどは大連に中国本社を設置

・アカシア祭りは 34 回を数え、マラソンイベントも開催するなど発展し、今回大連市は 35 か国からの代表団を迎えた。熊茂平書記はすべての代表団と会見した。

・昨年9月には富山県黒部市とも友好協力関係の覚書を締結するなどの友好交流関係を強化

・加えて、昨年 11 月の習近平国家主席と石破総理とのトップ会談が行われるなど、日中関係改善の重要な時期であると認識

◎宮本光明遼寧ファン倶楽部会長

・本日の李丹副市長そして、4つの関係機関(外事弁公室、文化旅游局、交通運輸局、南方航空)との会見が実現できたことについて感謝

・自分は6年前に遼寧ファン倶楽部の設立し代表世話人となった。また、昨年6月に南方航空による富山—大連便が復活した。今回、同便を利用して遼寧ファン倶楽部を率いて大連を訪問したところである。また、昨年9月には黒部市と大連市が議定書を締結、YKKが大連での投資を増やすなど、富山県と大連市との友好協力関係が一層深まっていると感じている。また、今年の秋、10月には私が代表を務め日中友好議連で大連市を再度訪問予定である。

・しかしながら、遼寧ファン倶楽部の出発を前にして大連便が運休となったため、今回の訪問の復路が名古屋経由となり、さらには9月末には再び富山—大連便が運休となってしまうと伺い、大変残念である。

・収益や機材繰りなど課題があることは十分に理解しているが、富山県としては、これまでも着陸料の半額免除、空港利用料の全額補助等を行うなど継続的な努力を続けてきた。今後の大連市との友好関係も大事であると認識している、両地域の経済活性化のためにも、富山—大連便の維持・継続は重要である。また、大連市の魅力をPRしていきたい。については、大連市政府並びに南方航空などの関係の皆様のお力添えを是非お願いしたい(詳細は国際課から)

●李丹副市長

・宮本会長のお話はすごく良い話で実りのある内容である。南方航空は民間企業ではあるが、富山県だけではなく大連市としても協力すべき事項である。

○本郷参事

・昨年5月の40周年記念行事の際は、富山県訪問団を暖かく迎えていただき、また、県大連事務所が皆さまのお力添えもあり昨年設立20周年を迎えるなど、大連市政府からの常日頃からのご支援・ご協力で感謝申し上げます。

・富山県では7月に大連市の魅力をPRし、大連市への誘客を促進、旅行商品を造成するためのメディアファムツアーを予定している、また富山では北陸新幹線の開通で首都圏からの人の流れが変わり、近年は海外からの旅行者も増えているが、その北陸新幹線内に、富山—大連便や大連市をPRするポスター掲示を行うなど、利用促進の努力を行っている。加えて、県内旅行会社への商品造成も促しているところである。大連の魅力も増していることから、富山県から大連市へのアウトバウンド増にも寄与し、遼寧ファン倶楽部とも連携しながら、取組みを行っていくので、富山—大連便の継続運航を是非お願いしたい。

▲弥安書記

・本社が、5、6月の運休を決めた。7、8月は復活する予定である。今の搭乗率は約50%である。

●李丹副市長

・今回、関係者を同席させたが、7、8月には復活する予定である。南方航空の企業活動ではあるが、航空路線の安定運航を保障するための取組みを大連市としても検討してまいりたい。富山県のこれまでの取組みに感謝。大連側で何ができるのか今後検討してまいりたい。今後は、先ほど言及があったとおり相互の誘客が重要である、新幹線内でのPRポスター掲示なども今回分かったが、富山県側の努力はよく理解した。感動している。今回、文化旅游局の王文勇副局長も同席しているので観光分野でもできることを検討してもらうようにする。今は日中関係改善の重要な時期であるので良い結果が得られると考えている。

◎宮本会長

・11月の石破総理と習近平国家主席との会談以降の、日中関係改善の変化を肌で感じている。日本人へのビザ免除が行われるなど中国への旅行のしやすさも格段に良くなっている。

・また、日中友好に携わり30年くらいになるが、今回のように南方航空や文化旅游局など関係部局が一同に会した会見に出席するのは初めてである。李丹副市长、成英俊主任に、このような場を設けていただいたことに感謝申し上げる。

・南方航空の路線維持については、富山県が一方的にお願いするつもりはなく、我々も一緒に努力するので、よろしく願いたい。今は、SNS時代であり、インフルエンサーが影響力を持っている。そのようなことも念頭において取組みを展開していきたい。

●李丹副市长

・宮本会長は時代の流れを良くご存じであり感服する。本日同席の王文勇副局長はインフルエンサーとしても有名な市職員である。

○山本副会長

・インフルエンサーとして著名な王文勇副局長にはぜひ富山県に来県いただきたい。

◎宮本会長

・自分もどうして中国が好きなのか、どうして遼寧省が好きなのかなどについて、SNSで孫肖さんとも連携して情報発信をしている。

・また、今年4月には陳市長とYKKの大谷会長との会見も行われたと聞いている。李丹副市长にも、富山県そして黒部市に來訪してほしい。また、富山一大連便の維持について、弥安書記にも、是非ともお力添えを賜りたい。

●李丹副市长

・本日の会談内容については、陳市長にも報告して、関係者会議を実施したい。



※会談の様子は、翌日の現地新聞でも報道があった

21:55

百度翻译

百度翻译

5月23日、市長会常務委員、副市長の李丹氏は市政府で日本富山県遼寧懇親会総代表の宮本光明一行と会見した。会見には富山県遼寧懇親会の山本徹副総代表、市政府外事弁公室、市文旅局、市交通運輸局及び南航大連支社の責任者が出席した。李丹氏は宮本光明氏の団を率いての連続訪問を歓迎し、大連市の経済社会の発展状況を簡単に紹介した。李丹氏によると、大連は中国東北地方の対外開放の先導者と窓口であり、長年にわたって富山県の各級代表団との相互訪問が頻繁で、経済貿易、教育、青少年などの分野で交流が緊密である。昨年9月、大連市は富山県黒部市と友好協力関係を締結し、双方の友好交流は再び大きな成果を収めた。双方が伝統的な友情を継続し、協力の潜在力を深く掘り下げ、相互宣伝を持続的に拡大し、人文、観光などの分野で実務的な協力を絶えず深化させることを望んでいる。宮本光明氏は大連市の温かいもてなしに感謝し、富山県遼寧懇親会の設立以来の大連各界との友好交流の歩みを振り返った。彼は、今回の訪問期間中、代表団のメンバーは大連市の経済社会の発展の活力、都市の景色と文化の魅力を深く感じ、引き続き自身の優位性を発揮し、富山県各界に大連を紹介し、相互理解を増進し、交流協力を深化させ、両地直航航路の持続的かつ安定した運営のために客運を涵養し、双方の優位性の相互補完、互惠・ウィンウィンを推進すると述べた。

□

大連

(山崎県議・藤井県議・大井県議・尾山県議)

09:00-16:00 旅順文化・歴史遺産 視察

日露戦争の激戦地となった旅順口、203高地、また太平洋戦争で日本軍占領下となった旧旅順監獄等を視察。現地の人への抗日歴史教育の一端に触れ、多くの現地の若者や観光客が訪れている事実を知る。戦争の歴史を後世に伝えるために、施設保全や資料保存など展示に対する多くの投資が行われている中国に比べ、富山大空襲の歴史資料の展示は常設の施設もなく、このままでは風化していく一方であるとの危機感を持った。



<瀋陽総領事館大連領事事務所・富山県大連事務所 合同懇親会>

濱田信子瀋陽総領事館大連領事事務所長をお招きし、富山県大連事務所との合同懇親会を開催。今回の遼寧ファン倶楽部の交流事業が成功裏に終わられたことへの感謝と、今年10月の訪中団の受け入れも含めた今後の日中交流の深化に向け、それぞれの立場で貢献することを誓い合った。



遼寧ファン倶楽部 遼寧省訪問団 瀋陽市内表敬訪問者 名簿

■訪問日時 2025年5月22日(木)
■訪問場所 在瀋陽日本総領事館、遼寧省外事弁公室
■訪問人数 7人 + 通訳2人(孫 肖 Ms 金 春日 Mr)

1, 宮本 光明 (MIYAMOTO/MITSUAKI Mr)

遼寧ファン倶楽部 代表

日中友好富山県地方議員連盟 会長

2, 山本 徹 (YAMAMOTO/TORU Mr)

遼寧ファン倶楽部 副代表

日中友好富山県地方議員連盟 副会長

3, 山崎 宗良 (YAMAZAKI/MUNEYOSHI Mr)

遼寧ファン倶楽部 会員

日中友好富山県地方議員連盟 理事

4, 藤井 大輔 (FUJII/DAISUKE Mr)

遼寧ファン倶楽部 会員

日中友好富山県地方議員連盟 理事

5, 大井 陽司 (OI/YOJI Mr)

遼寧ファン倶楽部 会員

日中友好富山県地方議員連盟 会員

6, 尾山 謙二郎 (OYAMA/KENJIRO Mr)

遼寧ファン倶楽部 会員

日中友好富山県地方議員連盟 会員

7, 本郷 優子 (HONGO/YUKO Ms)

遼寧ファン倶楽部 監事

富山県多文化共生推進室国際課 課長

遼寧ファン倶楽部 遼寧省訪問団 大連市内表敬訪問者 名簿

- 訪問日時 2025年5月23日(金)
■訪問場所 中国南方航空公司大連份公、大連市外事弁公室、大連市文化旅遊局、
■訪問人数 4人 + 富山県大連事務所1人 + 通訳1人(金 春日 Mr)

1. 宮本 光明 (MIYAMOTO/MITSUAKI Mr)

遼寧ファン倶楽部 代表
日中友好富山県地方議員連盟 会長

2. 山本 徹 (YAMAMOTO/TORU Mr)

遼寧ファン倶楽部 副代表
日中友好富山県地方議員連盟 副会長

3. 本郷 優子 (HONGO/YUKO Ms)

遼寧ファン倶楽部 監事
富山県多文化共生推進室国際課 課長

4. 松田 隆 (MATSUDA/TAKASHI Mr)

遼寧ファン倶楽部 幹事長
(株)ニュージャパントラベル 社長